

港湾技研資料

TECHNICAL NOTE OF
THE PORT AND HARBOUR RESEARCH INSTITUTE
MINISTRY OF TRANSPORT, JAPAN

No. 425 June, 1982

港湾経済効果の実態調査法

中野 勉
稻村 肇

運輸省港湾技術研究所



正 誤 表

頁 数	行 数	誤	正
1 6	6	内国消費税額	削 除
"	9~10	内国消費税とは、物品税、 地方道路税の税額の合計 である。	"
"	17	内国消費税額	"
"	25~27	内国消費税とは、物品税、 酒税、トランプ類税、砂 糖消費税、揮発油税、地 方道路税の合計である。	"

目 次

要 旨	3
1. はじめに	3
2. 港湾関連産業に関する実態調査法	4
3. 港湾依存産業に関する実態調査法	9
3.1 仕向地・仕出地事業所調査	9
3.2 港湾依存産業調査	15
4. おわりに	16
参 考 文 献	16
付録－A 港湾関連産業の範囲	17
付録－B 港湾関連産業調査票	27
付録－C 仕向地・仕出地事業所調査票	71
付録－D 港湾依存産業調査票	81

港湾経済効果の実態調査法

中野勉*
稻村肇**

要　　旨

港研報告 Vol. 21, No. 2において港湾経済効果の計測手法が提案された。本資料は、提案された計測手法による計測に必要となる係数を算定するためのデータを、実態調査により収集する場合の調査方法を提案するものである。

事業効果の計測に必要となる係数は、産業連関表等の既存資料により計測される。港湾関連産業及び港湾依存産業に生じる利用効果の計測に必要となる係数を算定するためのデータは十分にない。ここで提案する調査方法は、両産業に関するデータを実態調査により収集する方法である。

本調査方法は、港湾関連産業調査及び港湾依存産業に関する仕向地・仕出地事業所調査、港湾依存産業調査から成る。

1. はじめに

港湾は産業活動に伴う物流の場であり、産業基盤施設としての社会資本である。したがって、港湾開発の効果は各産業に生じる経済効果である。この経済効果は、港湾施設の建設により付加的に生じる事業効果と、港湾貨物の流通過程で生じる利用効果とから成る。これらの港湾経済効果を計測する手法は、港研報告 Vol. 21, No. 2において提案された。(中野勉・稻村肇：「港湾経済効果の計測手法」港研報告 Vol. 21, No. 2, 1982. 6)

本計測手法では、港湾経済効果を次の3つに分け、各産業に生じる付加価値で計測する。

(1) 港湾の建設段階に、建設業及び産業間の連関を通して後方連関産業に生じる事業効果。

(2) 港湾の供用段階に、生産要素として利用する社会資本が港湾であり、港湾の物流に直接係る及びこれに付帯するサービスを行う産業(港湾関連産業と呼ぶ。)に生じる利用効果。

(3) 港湾の供用段階に、港湾から貨物の搬入を受け、あるいは港湾へ貨物の搬出を行い、この貨物の加工、製品としての出荷、取引を行う産業(港湾依存産業と呼ぶ。)に生じる利用効果。

事業効果の計測では、まず国、港湾管理者が行う港湾投資を、建設業に生じる付加価値と部門別最終需要に分割する。これは最終需要コンバーターによりなされる。後方連関産業に生じる付加価値は、部門別最終需要額に産業連関分析を行うことにより求まる。工種、工事規模、

工法別の詳細な最終需要コンバーターは、現在港湾局を中心となって分析を進めている。産業連関分析に用いられる投入係数等の諸係数は、既に公表されている地域産業連関表(23道府県)について計算されている。

海運業、港湾運送事業、倉庫業等港湾関連産業の生産指標(取扱い貨物量、取扱い件数等)は、必ずしも計画指標(品目別貨物量、入港船舶数等)と一致しない。このため、港湾関連産業に生じる利用効果は、生産指標を計画指標との関係式より求め、生産指標に収入原単位、付加価値率を乗じて計測される。この計測に必要となる生産指標と計画指標との関係式の係数、収入原単位、付加価値率を算定するためのデータは、一部の業種、データを除いては既存資料からは得ることができない。

港湾依存産業に生じる利用効果は、搬入された港湾貨物を原材料、燃料または製品として用いて経済活動を行ひ、あるいは経済活動の結果製品を港湾貨物として搬出する港湾依存産業に生じる付加価値で計測される。港湾依存産業の多くは港湾のほか道路、鉄道を利用して貨物の搬入、搬出がなされており、各産業に生じる付加価値は利用される各輸送施設間で配分されなければならない。港湾に帰属する付加価値は、各産業で搬入及び各産業から搬出される港湾貨物量にトン当たり付加価値を乗じて計測される。さらに、港湾と搬入、搬出先の産業が離れている場合には、港湾と道路等アクセス施設との間で配分される。この配分は、利用された各輸送施設の単位費用(各輸送施設の単位貨物輸送当たりの減耗額及び維持管理費、円/t あるいは円/t·km)に流动量(tあるいは

* 設計基準部 主任研究官

** 設計基準部 計画基準研究室長

t・km)を乗じた額の比率でなされる。

この港湾依存産業に生じる利用効果の計測に必要な係数のうち単位費用は、港湾については各種データが整備されており、他の輸送施設についても関係官公庁から算定のためのデータが入手でき、容易に計算することができる。業種別のトン当たり付加価値のうち主要な製造業、商業については、「工業統計表¹⁾」、産業連関表の商業マージン及び物価指標により計算が可能である。しかし、「工業統計表」のうち原材料・燃料編は48年に調査されたものが最新であり、そのデータは古い。かつ、トン数への換算が必要な項目がある。商業はさらに取扱い数量と販売額(価格)との関係を分析するための十分な既存データがない。他の産業については、トン当たり付加価値を算定するための既存データはほとんどない。

つまり、港湾関連産業についての生産指標と計画指標との関係式の係数、収入原単位、付加価値率及び港湾依存産業についてのトン当たり付加価値を算定するためのデータが必要となる。本資料は、これらデータを収集するため港湾関連産業及び港湾依存産業等に対して行う実態調査の調査方法を提示するものである。本資料で提案する実態調査法は、本研究において昭和56年度に新潟港を対象として行った実態調査のために開発されたものであるが、当然他の港湾における実態調査へも適用可能なものである。

2. 港湾関連産業に関する実態調査法

(1) 調査方法

港湾関連産業に関する実態調査(以下、港湾関連産業

調査と呼ぶ。)は、港湾関連産業について、計画指標と生産指標との関係式の係数、収入原単位、付加価値率を算定するためのデータを収集するものである。港湾開発における経済効果の計測では、これらのデータより算定された係数を直接あるいは参考に用い、港湾関連産業に生じる利用効果を計測する。

新潟港において実施された本調査の作業フローは図-2.1のとおりである。図に示すように、調査はまず調査対象事業所の名簿作成より始められる。港湾関連産業の範囲は、港研報告Vol.21, No.2において表-2.1のように示されている。したがって、当該港湾における表中の業種に該当する事業を行っている事業所を調査対象事業所とすればよい。これらの業種の多くは、事業を行うにあたって港湾法、海上運送法、倉庫業法等の法律により港湾管理者、運輸省等の官公庁への届出、許可、免許、登録等が義務付けられている。したがってこれら業種の事業所の名称、住所は港湾管理者、地方海運局等へ調査することによりわかる。その他の業種については、これより判明した主要な事業所へヒアリング等を行うことにより調査される。付録-Aに各業種の事業概要、法律との関係、日本標準産業分類との関係を示している。計画指標と生産指標との関係式の係数の多くは、計画指標のうちの取扱い比率の形である。したがって、本調査は全数調査とする必要があり、調査対象事業所名簿の作成は重要である。表-2.2に業種ごとの名簿作成方法を示す。

新潟港での実態調査では、調査対象事業所への協力依頼と調査内容の説明を行う説明会が開催された。これは、調査対象事業所の協力を得て回収率を高めるためである。

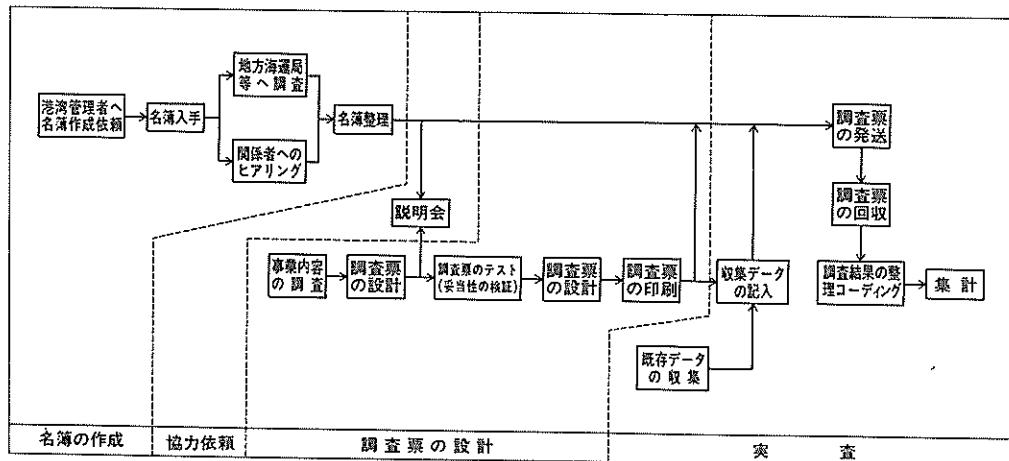


図-2.1 港湾関連産業調査の作業フロー

表-2.1 港湾関連産業の範囲

業種	業種
A. 海運業 (1) 船舶運航事業・内航運送業 (2) 船舶貸渡業・内航船舶貸渡業 (3) 海上運送取扱業・内航運送取扱業 (4) 海運仲立業 (5) 海運代理店業 (6) 通船業 (7) 観光船業	D. 倉庫業 (1) 普通倉庫業 (2) 水面倉庫業 (3) 貯蔵倉庫業 (4) 危険品倉庫業 (5) 冷蔵倉庫業
B. 入港船舶関係サービス業 (1) 船舶情報業 (2) 水先案内業 (3) 網取業 (4) 引船業 (5) 船舶電話業 (6) 私設ブイ・岸壁業 (7) 船舶修理業 (8) 船舶給油業 (9) 船舶給水業 (10) 物品販売業 (11) 廃棄物收集処理業 (12) 船舶廃油処理業	E. 貨物揚積関係サービス業 (1) 檢数業 (2) 鑑定業 (3) 檢量業 (4) 檢査業 (5) コンテナ詰め検定業 (6) 固定・区画業 (7) 荷造・荷直業 (8) 艤内清掃業 (9) タンククリーニング業 (10) 警備業 (11) 通関業 (12) 組立梱包業 (13) くん蒸業 (14) コンテナバン修理業
C. 港湾運送事業 (1) 一種事業(一般港湾運送事業) (2) 二種事業(船内荷役事業) (3) 三種事業(はしけ運送事業) (4) 四種事業(沿岸荷役事業) (5) 五種事業(いかだ運送事業)	F. その他の港湾関連事業 (1) 海事代理士業 (2) 港湾関連団体 (3) 港湾関連出版業
	G. 金融・保険・貿易業 (1) 銀行(外国為替部門)業 (2) 損害保険(海上保険部門)業 (3) 貿易業
	H. 港湾関係官公庁

表-2.2 港湾関連産業調査の調査対象事業所名簿の作成方法

業種		調査方法			備考	業種		調査方法			備考
大分類	小分類	地方海運局等	港湾管理者	関係者へのピアリング		大分類	小分類	地方海運局等	港湾管理者	関係者へのピアリング	
A 海 運 業	(1) 船舶運航事業	○		○	地方海運局へ調査	D 倉 庫 業	(1) 普通倉庫業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(2) 船舶貨渡業	○		○	地方海運局へ調査		(2) 水面倉庫業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(3) 海上運送取扱業	○		○	地方海運局へ調査		(3) 命藏倉庫業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(4) 海運仲立業	○		○	地方海運局へ調査		(4) 危険品倉庫業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(5) 海運代理店業	○		○	地方海運局へ調査		(5) 冷蔵倉庫業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(6) 通船業		○	○		E 貨 物 搬 積 関 係 サ イ ス 業	(1) 檢数業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(7) 観光船業		○	○			(2) 鑑定業	○	○	○	地方海運局へ調査
B 入 港 船 船 関 係 サ イ ス 業	(1) 船舶情報業			○	国内に1社、3大湾及び閘門地区		(3) 檢量業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(2) 水先案内業	○	○	○	1水先にて1水先会		(4) 検査業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(3) 納取業		○	○			(5) コンテナ詰検定業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(4) 引船業		○	○			(6) 固定・区画業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(5) 通信業		○	○	国内に1社、電々公社の委託		(7) 荷造・荷直業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(6) 私設ブイ・岸壁業		○	○			(8) 船内清掃業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(7) 船舶修理業	○		○	地方海運局へ調査		(9) タンククリーニング業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(8) 船舶給油業			○			(10) 管理業	○	○	○	地方海運局へ調査
	(9) 船舶給水業		○	○			(11) 通関業	○	○	○	所轄税關官署へ調査
	(10) 物品販売業		○	○			(12) 組立梱包業	○	○	○	
	(11) 廃棄物処理業		○	○			(13) くん蒸業	○	○	○	
	(12) 廉油処理業	○		○	管区海上保安本部へ調査		(14) コンテナバン修理業	○	○	○	
C 港 運 業	(1) 一種事業(一般港湾運送事業)	○	○	○	地方海運局へ調査	F 港 湾 そ の 他 の 業	(1) 海事代理士業	○		○	
	(2) 二種事業(船内荷役事業)	○	○	○	地方海運局へ調査		(2) 港湾関連団体			○	地方海運局へ調査
	(3) 三種事業(はしけ運送事業)	○	○	○	地方海運局へ調査		(3) 港湾関連出業			○	
	(4) 四種事業(沿岸荷役事業)	○	○	○	地方海運局へ調査	G. 保 険 金 融 業	(1) 銀行(外国為替部門)業			○	
	(5) 五種事業(いかだ運送事業)	○	○	○	地方海運局へ調査		(2) 相互保険(海上保険部門)業			○	
							(3) 貿易業			○	
						H.	(1) 港湾関係官公署事業			○	

注 各調査方法の内容は下記のとおりである。

地方海運局等：該当する業種を営業するものは、各々の事業法により免許、許可、届出、登録等が必要とされており、地方海運局等(備考を参照)の所轄する官公署に対して調査を行う。

港湾管理者：港湾法第45条により港湾管理者以外の者で当該港湾において料金を徴収し施設又は役務を提供するものは、港湾管理者に対して調査を行う。

関係者へのピアリング：上記の調査により判明した一部の事業所等へピアリングすること(当然、所轄外の業種について上記の港湾管理者、地方海運局等に対しても行う。)により同業者、関係する業種の事業所及び同業者等で組織する団体がわかる。

名簿作成と並行して行った事業内容の調査、収集した料金表等をもとに調査票は作成された。新潟港での実態調査は本研究により初めて行われるものであり、設定した調査項目と事業内容のかい離あるいは記入に多大な作業が伴う等の問題が生じることが予測された。このため、調査票を各事業所へ郵送する前に一部の事業所に対し調査票記入に対しての問題点の発見及び修正を行うための事前調査（試験的記入）を行い、上記問題点のある調査項目を修正し調査票は完成された。したがって他の港湾でも、本調査票により調査を実施することができる。なお、調査票の作成には神戸港の港湾関連産業について調査している神戸市港湾局の報告書²⁾も参考とした。

新潟港での実態調査では、一部の業種は関係官公庁に経営状況を報告しており、この報告のうち当所で作成した調査票の調査項目と重複しているものについては、当所で事前に調査票へ数値等を記入し郵送した。船舶運航事業、船舶貸渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業の調査項目は、係数の違いを考慮し内航、外航にわけて設定された。さらに、船舶運航事業ではコンテナ、フェリーに係るものを内数としてとらえることとした。調査票中の自動車航送トン数とは港湾統計で用いられる車種別の換算重量による数量である。貨物量はフレートトン、船舶のトン数は総トン数によることとした（海運業以外の業種についても同様である）。通船業における隻数とは、通船を行ったのべ隻数のことである。

新潟港での実態調査では、調査票の郵送の2週間後より回収が始められた。前述のとおり本調査は、全数調査を目標としており、したがって調査票は高い回収率で回収される必要があり、回収は確実な方法でなければならない。新潟港では訪問回収方法が採用された。

また、複数の業種を兼業している事業所では業種ごとに人件費等を按分して記入することとなる等本調査項目は、事業所で通常行われる経営状況の整理方法と異なる。このため、回収された調査票の中には記入漏れ、不明等のある調査票が含まれる。このような調査票は、記入者へ電話等により問い合わせ、修正する必要がある。

回収された調査票のデータは、各調査項目ごとに整理、コーディングされ、電算機等により集計、各係数が算定される。

(2) 調査票

港湾関連産業の事業内容は多様であり、生産指標は各業種ごとに異なる。このため、調査票は各業種ごとに作成された。また、調査票の各調査項目は算定される係数に対応し設定された。新潟港での実態調査で用いられた調査票を付録-Bに示す。

各係数の算定に必要なデータは次のものである。計画指標と生産指標との関係式の係数を算定するには、生産指標と計画指標が必要となる。計画指標には「港湾統計³⁾」等における既存のデータが用いられる。収入原単位は、生産指標とこれに対応する営業収入により算定される。

付加価値率のうち雇用者所得の比率は、調査項目として雇用者所得と対応させた人件費と営業収入により算定する。そのほかの付加価値部門の比率は、その額を人件費及び既存資料よりのデータより推計し算定する。したがって、調査票の主たる調査項目は、生産指標、営業収入人件費である。

各係数は業種ごとに算定される。このため、1事業所が複数の業種を兼業している場合には、該当する各業種の調査票に人件費等を按分し記入することとした。1企業が当該港湾に複数の事業所を持つ場合には、各調査項目ごとに各事業所の値を合計して記入することとした。

表-2.3に主な調査項目を示す。

① 海運業

船舶運航事業、船舶貸渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業の調査項目は、係数の違いを考慮し内航、外航にわけて設定された。さらに、船舶運航事業ではコンテナ、フェリーに係るものを内数としてとらえることとした。調査票中の自動車航送トン数とは港湾統計で用いられる車種別の換算重量による数量である。貨物量はフレートトン、船舶のトン数は総トン数によることとした（海運業以外の業種についても同様である）。通船業における隻数とは、通船を行ったのべ隻数のことである。

② 入港船舶関係サービス業

引船業の生産指標は引船稼動回数であるが、本船の大きさ等により所要引船数が複数となることがある。このため、引船使用隻数（本船隻数）も調査項目とした。私設ブイ：岸壁業の料金は単価に係留船舶の総トン数、係留時間をかけて徴収され、係留隻数、係留のべ総トン数、のべ時間数を調査項目とした。船舶給油業には、燃料を小売する事業とこれを船舶へ運送する事業があり、営業収入はそれぞれ売上高と運送料収入となる。物品販売業の生産指標は複雑であるため、生産指標を調査項目とはしなかった。

③ 港湾運送事業

一種事業（一般港湾運送事業）の取扱いトン数は、自ら運送を行ったものと下請けさせたものに分けて記入することとした。これに合わせ、下払い額も調査項目とした。これは港湾開発による経済効果を予測する場合には、どの種類の免許事業者が実際の運送を行うかまで予測することは困難であり、各係数を実際の運送に従って算定するからである。

④ 倉庫業

生産指標のべ保管量は、各入庫貨物のトン数に保管期間をかけた合計値である。保管期間は、1ヵ月を業種に

表-2.3 港湾関連産業調査の業種別主な調査項目

業種		調査項目	
A. 海 運 業	(1) 船舶運航事業・内航運送業	営業収入(運賃収入), 人件費	旅客数, 貨物量, 自動車航送トン数
	(2) 船舶貨渡業・内航船舶貨渡業	営業収入(貨船料収入), 人件費	備船のべトン数(契約月数×備船総トン数の合計)
	(3) 海上運送取扱業・内航運送取扱業	営業収入(手数料収入), 人件費	取扱い貨物量
	(4) 海運仲立業	営業収入(手数料収入), 人件費	取扱い隻数
	(5) 海運代理店業	営業収入(手数料収入), 人件費	取扱い隻数
	(6) 通船業	営業収入(通船料収入), 人件費	隻数
B. 入港船舶関係サービス業	(2) 水先案内業	営業収入(水先料収入), 人件費	水先案内隻数
	(3) 網取業	営業収入(網取放料収入), 人件費	取扱い隻数
	(4) 引船業	営業収入(引船料収入), 人件費	引船使用隻数, 引船稼動回数
	(5) 船舶電話業	営業収入(船舶電話料収入), 人件費	延べ通話度数, 設置件数
	(6) 私設ブイ・岸壁業	営業収入(私設岸壁使用料収入), 人件費	けい船隻数, けい船のべ総トン数, のべ時間数
	(7) 船舶修理業	営業収入, 人件費	取扱い隻数
	(8) 船舶給油業	営業収入, 人件費	給油量
	(9) 船舶給水業	営業収入, 人件費	給水量
	(10) 物品販売業	営業収入(売上高), 人件費	—
	(12) 虫油処理業	営業収入(廃油処理料収入), 人件費	取扱い量
	(1) 一種事業(一般港湾運送事業)	営業収入及び下払い額(船内荷役, はしけ運送, 沿岸荷役, いかだ運送別), 人件費	元請トン数, 自ら運送を行ったトン数及び下請けさせたトン数(船内荷役, はしけ運送, 沿岸荷役, いかだ運送別)
	(2) 二種事業(船内荷役事業)	営業収入(船内荷役料収入), 人件費	荷役トン数
	(3) 三種事業(はしけ運送事業)	営業収入(はしけ運送料収入), 人件費	運送トン数
	(4) 四種事業(沿岸荷役事業)	営業収入(沿岸荷役料収入), 人件費	荷役トン数
	(5) 五種事業(いかだ運送事業)	営業収入(いかだ運送料収入), 人件費	運送トン数
D. 倉庫業	(1) 普通倉庫業	営業収入(保管料収入), 人件費	のべ保管量(入庫トン数×期数)
	(2) 冷蔵倉庫業	営業収入(保管料収入), 人件費	のべ保管量(入庫トン数×期数)
	(3) 水面倉庫業	営業収入(保管料収入), 人件費	のべ保管量(入庫トン数×期数)
	(4) 貯蔵倉庫業	営業収入(保管料収入), 人件費	のべ保管量(入庫トン数×期数)
	(5) 危険品倉庫業	営業収入(保管料収入), 人件費	年間平均貯蔵量
E. 貨物揚積関係サービス業	(1) 検数業	営業収入(検数料収入), 人件費	取扱い貨物量
	(3) 検量業	営業収入(検量料収入), 人件費	取扱い貨物量
	(6) 固定・区画業	営業収入(固定区画料収入), 人件費	—
	(7) 荷造・荷直業	営業収入(荷造荷直料収入), 人件費	—
	(8) 船内清掃業	営業収入(船内清掃料収入), 人件費	—
	(9) タンククリーニング業	営業収入(タンククリーニング料収入), 人件費	—
	(10) 警備業	営業収入(警備料収入), 人件費	監視員のべ人数
	(11) 通関業	営業収入(通関業務料金収入), 人件費	取扱い件数
	(12) 組立梱包業	営業収入, 人件費	取扱い数量
	(13) くん蒸業	営業収入(くん蒸作業料収入), 人件費	くん蒸ガス量
	(1) 海事代理士業	営業収入, 人件費	取扱い件数
	(2) 港湾関連団体	営業収入, 人件費	—
	(3) 港湾関連出版業	営業収入, 人件費	出版部数
G. 金保貿易融易業	(1) 銀行(外国為替部門)業	営業収入(取扱い額), 人件費	取扱い件数
	(2) 損害保険(海上保険部門)業	営業収入(取扱い額), 人件費	取扱い件数
	(3) 貿易業	営業収入(取扱い額), 人件費	取扱い量
H.	港湾関係官公庁	経費, 人件費	—

より1～3期にわけた期数で計られる。危険品倉庫業では、保管する貨物の性質（液体あるいは気体）を考慮し貯蔵量（t）を生産指標とした。各事業所では、港湾貨物と陸上貨物にわけて記録をとっていない。本調査では港湾貨物と陸上貨物との間に係数の違いはないと考えた。したがって調査票でも、この区別を行っていない。

⑤ 貨物揚積関係サービス業

固定・区画業、荷造・荷直業、船内清掃業、タンククリーニング業の生産指標は、数量が少なく計画指標との関係が明確とはならないこと等が予測されたため、調査項目とはしなかった。組立梱包業の取扱い数量は、梱包された梱包貨物の表面積の合計である。くん蒸ガス量とは、病害虫に汚染された木材等のくん蒸に要するガス量である。

⑥ その他の港湾関連産業

港湾関係官公庁では営業収入に対応するものとして、事業効果となる本工事、負担金等を除いた経費とした。これは、産業連関表における投入額をもって生産額とする考え方を探ったためである。また、港湾関連団体とともに生産指標があいまいであるため、生産指標の調査項目は設けていない。

3. 港湾依存産業についての実態調査法

港湾依存産業に関する実態調査は、港湾依存産業のト

ン当たり付加価値を算定するためのデータを収集するものである。本調査の作業フローを図-3.1に示す。港湾依存産業より上記データ入手するための港湾依存産業調査は、陸上出入貨物調査における港湾貨物の仕向地、仕出地の事業所を調査対象として実施される。陸上出入貨物調査は仕向地、仕出地の市町村名、事業所の業種が調査されているだけである。このため、まず港湾依存産業調査の調査対象事業所の名称、住所を記載した名簿を作成する仕向地・仕出地事業所調査を行い、次にこの名簿に記載された事業所に対し港湾依存産業調査が行われる。以下にそれぞれの実態調査法を述べる。

3.1 仕向地・仕出地事業所調査

(1) 調査方法

港湾依存産業の範囲は、港研報告Vol.21, No.2において表-3.1のように示されている。仕向地・仕出地事業所調査は、表に示す港湾依存産業に該当する陸上出入貨物調査の仕向地、仕出地の事業所が港湾依存産業調査の調査対象となるため、その名称、住所を調査するものである。

本調査は、まず陸上出入貨物調査の結果より調査対象地域内の港湾依存産業に該当する事業所を抽出することから始められる。陸上出入貨物調査の同一申告義務者が同一市町村へ搬出したあるいは同一市町村から搬入された事業所は、同一事業所である可能性が高い。同一事業

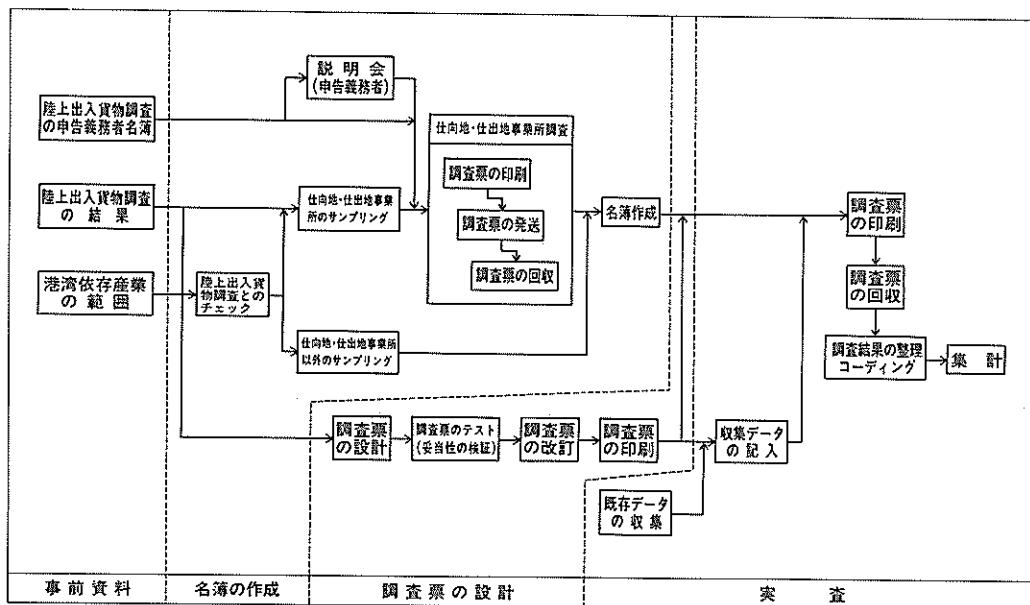


図-3.1 港湾依存産業調査の作業フロー

表-3.1 港湾依存産業の範囲

(「昭和53年事業所統計調査に用いるための産業分類」による)

大分類	小分類	小分類
農業	011 農作農業	119 その他の石炭・亜炭鉱業
	012 農作以外のは場作物農業	121 原油鉱業
	013 果樹・樹園農業	122 天然ガス鉱業
	014 施設園芸農業	129 その他の原油・天然ガス鉱業
	015 畜産農業	131 採石業及び砂・砂利・玉石採取業
	016 養蚕農業	132 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)
	017 各種農業	134 化学・肥料原料用鉱物鉱業
	051 農業サービス業(別掲を除く)	135 粘土鉱業(別掲を除く)
	052 養蚕サービス業	139 その他の非金属鉱業
	053 畜産サービス業	
	054 園芸サービス業	
B. 林業・狩猟業	061 育林業	183 野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業
	062 製薪業、木炭製造業	184 調味料製造業
	063 素材生産業	185 精穀・製粉業
	064 林業的サービス業	187 パン・菓子製造業
	069 その他の林業	189 酒類製造業
	071 狩猟業	190 飼料・有機質肥料製造業
C. 漁業・水産養殖業	081 捕鯨業	191 動植物油脂製造業
	082 一般海面漁業	192 その他の食料品製造業
	083 内水面漁業	202 紡績業
	091 海面養殖業	203 ねん糸製造業
	092 内水面養殖業	204 織物業
D. 鉱業	101 貴金属鉱業	206 染色整理業
	102 非鉄金属鉱業	207 網・網製造業
	103 鉄属鉱業	208 レース・繊維雑品製造業
	104 軽金属鉱業	209 その他の繊維工業
	105 希有金属鉱業	211 外衣製造業(和式を除く)
	109 その他の金属鉱業	214 毛皮製衣服・身の回り品製造業
	111 石炭鉱業(選別業を除く)	219 その他の繊維製品製造業
	112 亜炭鉱業	221 製材業、木製品製造業
	113 石炭選別業	222 造作材・合板・建築用組立材料製造業
		223 木製容器製造業(竹、とうを含む)
		224 木製履物製造業
		229 その他の木製品製造業(竹、とうを含む)

大分類	小分類	大分類	小分類
E 製 造 業	<p>231 家具製造業 232 宗教用具製造業 233 建具製造業 239 その他の家具・装備品製造業 241 パルプ製造業 242 紙製造業 243 加工紙製造業 244 紙製品製造業 245 紙製容器製造業 249 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業 251 新聞業 252 出版業 253 印刷業(謄写印刷業を除く) 254 製版業 255 製本業、印刷物加工業 259 印刷業に伴うサービス業 261 化学肥料製造業 262 無機化学工業製品製造業 263 有機化学工業製品製造業 264 化学繊維製造業 265 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 266 医薬品製造業 269 その他の化学工業 271 石油精製業 272 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) 273 コークス製造業 274 練炭・豆炭製造業 275 舗装材料製造業 279 その他の石油製品・石炭製品製造業 281 タイヤ・チューブ製造業 282 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 283 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 289 その他のゴム製品製造業 291 なめし皮製造業 292 工業用革製品製造業(手袋を除く)</p>	<p>293 革製履物用材料・同附属品製造業 294 革製履物製造業 295 革製手袋製造業 296 かばん製造業 297 袋物製造業 298 毛皮製造業 299 その他のなめし皮製品製造業 301 ガラス・同製品製造業 302 セメント・同製品製造業 303 建設用粘土製品製造業 (陶磁器製を除く) 304 陶磁器・同関連製品製造業 305 耐火物製造業 306 炭素・黒鉛製品製造業 307 研磨材・同製品製造業 308 骨材・石工品等製造業 309 その他の窯業・土石製品製造業 311 高炉による製鉄業 312 高炉によらない製鉄業 313 製鋼及び圧延業 314 製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く) 315 表面処理鋼材製造業 316 鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業 317 鋼鐵鋸物製造業 319 その他の鉄鋼業 321 非鉄金属第1次製錬・精製業 322 非鉄金属2次製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む) 323 非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む) 324 非鉄金属鋸物製造業 325 電線・ケーブル製造業 329 その他の非鉄金属製造業 331 ブリキかん・その他のメッキ板等製品製造業 332 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 333 暖房装置・配管工事用附属品製造業 334 建設用・建築用金属製品製造業 (製かん板金業を含む)</p>	

大分類	小 分 類	大分類	小 分 類
F. 製 造 業	335 金属打抜・被覆・彫刻業、熱処理業 (ほうろう鉄器を除く)	F. 製 造 業	383 銃弾製造業
	336 金属線製品製造業(ねじ類を除く)		384 砲弾製造業(装填組立業を除く)
	337 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		385 銃砲弾以外の弾薬製造業(装填組立業を除く)
	339 その他の金属製品製造業		386 弾薬装填組立業(銃弾製造業を除く)
	341 ポイラ・原動機製造業		387 特殊装甲車輛(銃砲を搭載する構造を有する装甲車輛であって、無軌道装置によるもの)・同部品製造業
	342 農業用機械製造業(農器具を除く)		389 その他の武器製造業
	343 建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)		391 貴金属製品製造業(宝石加工を含む)
	344 金属加工機械製造業		392 楽器・レコード製造業
	345 繊維機械製造業		393 玩具・運動競技用具製造業
	346 特殊産業用機械製造業		394 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
	347 一般産業用機械・装置製造業		395 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)
	348 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業		396 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	349 その他の機械・同部分品製造業		397 漆器製造業
	351 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業		399 他に分類されない製造業
	352 民生用電気機械器具製造業		401 各種商品卸売業
	353 電球・電気照明器具製造業		402 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)
	355 電子応用装置製造業		403 衣服・身の回り品卸売業
	357 電子機器用及び通信機器用部分品製造業		404 米穀類卸売業
	359 その他の電気機械器具製造業		405 野菜・果実卸売業
	361 自動車・同附属品製造業		406 食肉卸売業
	362 鉄道車両・同部品製造業		407 生鮮魚介卸売業
	363 自転車・同部品製造業		408 その他の農畜産物・水産物卸売業
	364 船舶製造・修理業、船用機関製造業		409 食料・飲料卸売業
	369 その他の輸送用機械器具製造業		410 医薬品・化粧品卸売業
	371 計量器・測定器・分析機器・試験器製造業		411 化学製品卸売業
	372 測量機械器具製造業		412 鉱物・金属材料卸売業
	373 医療用機械器具・医療用品製造業		413 機械器具卸売業
	374 理化学機械器具製造業		414 建築材料卸売業
	381 銃製造業		415 家具・建具・什器等卸売業
	382 砲製造業		

大分類	小 分 類	大分類	小 分 類
G. 卸 売 業	416 再生資源卸売業 419 その他の卸売業 421 代理商、仲立業 431 百貨店 439 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの） 441 吳服・服地・寝具小売業 442 洋服小売業（婦人・子供服を除く） 443 婦人・子供服小売業 444 くつ・履物小売業 449 その他の織物・衣服・身の回り品小売業 451 各種食料品小売業 452 酒・調味料小売業 453 食肉小売業 454 鮮魚小売業 455 乾物小売業 456 野菜・果実小売業 457 果子・パン小売業 458 米穀類小売業 459 その他の飲食料品小売業 461 食堂、レストラン 462 そば・うどん店 463 すし屋 466 酒場、ビヤホール 467 喫茶店 469 その他の飲食店 471 自動車小売業 472 自転車小売業（自動二輪車を含む） 481 家具・建具・畳小売業 482 金物・荒物小売業 483 陶磁器・ガラス器小売業 484 家庭用機械器具小売業 489 その他の什器小売業 490 花・植木小売業	G. 卸 売 業	491 医薬品・化粧品小売業 492 農耕用品小売業 493 燃料小売業 494 書籍・文房具小売業 495 中古品小売業 496 スポーツ・玩具・楽器・娯楽用品小売業 497 写真機・写真材料小売業 498 時計・眼鏡・光学機械小売業 499 他に分類されない小売業
H. 金融 保険 業		H. 金融 保険 業	561 生命保険業 562 損害保険業 563 共済事業 571 保険媒介代理業 572 保険サービス業
K. 電道 気・熱 供給 業		K. 電道 気・熱 供給 業	701 電気業 711 ガス業 731 熱供給業
L. サ ビ ス 業		L. サ ビ ス 業	741 各種物品販貸業 742 産業用機械器具販貸業 743 事務用機械器具販貸業 745 スポーツ・娯楽用品販貸業 749 その他の物品販貸業 751 旅館 752 簡易宿所 753 下宿業 754 会社団体の宿泊所 759 他に分類されない宿泊所 771 普通洗たく業 772 洗張・染物業 774 美容業 777 リネンサプライ業 781 写真業 782 衣服裁縫修理業 783 物品預り業 784 弁儀・火葬業

大分類	小 分 類	大分類	小 分 類
L	789 他に分類されない個人サービス業 791 映画製作・配給業 793 映画サービス業 802 興行団 803 競輪・競馬等の競走場 804 競輪・競馬等の競技団 805 運動競技場 806 公園、遊園地 809 その他の娯楽業	L	864 建物サービス業 865 民営職業紹介業 869 他に分類されない事業サービス業 871 法律事務所、特許事務所 872 公証人役場、司法書士事務所 873 公認会計士事務所、税理士事務所 874 土木建築サービス業 875 デザイン業 876 著述家・芸術家業 877 個人教授所 879 その他の専門サービス業
I	811 公共放送業 812 民間放送業 813 有線放送業	I	892 健康相談施設 894 一般廃棄物処理業 895 産業廃棄物処理業 899 その他の保健及び廃棄物処理業
B	832 家具修理業 833 かじ業 834 表具業 839 他に分類されない修理業	B	901 神道系宗教 902 仏教系宗教 903 キリスト教系宗教 909 その他の宗教 919 その他の教育施設 931 自然科学研究所
S	841 農林水産業等協同組合 (他に分類されないもの) 842 事業協同組合(他に分類されないもの)	S	941 経済団体 942 労働団体 943 学術・文化団体 944 政治団体 949 他に分類されない非営利的団体
業	851 情報サービス業 852 ニュース供給業 853 興信所 854 広告業 861 速記・筆耕・複写業 862 商品検査業 863 計量証明業		

所を重複して抽出することを避けるため、このような事業所は1事業所と考え抽出する。港湾依存産業とする事業所は、港湾と直接物流のある事業所である。したがって、申告義務者が港湾依存産業である場合、この事業所を介した港湾と間接的な物流を行う事業所は、港湾依存産業とはならない。しかし、港湾依存産業調査の目的はトン当たり付加価値を算定するためのデータを収集することであり、本調査への港湾依存産業の定義を厳密に適用させる必要はない。新潟港での実態調査では、抽出された事業所の数が少ないためこのような事業所も調査対象とした。

調査票及び陸上出入貨物調査結果の原票の写しは、その記入者である申告義務者へ郵送される。陸上出入貨物調査の原票の写しには調査対象にマーキングがなされている。なお、申告義務者は港湾管理者に登録されており、港湾管理者よりそのリストを入手すればよい。

新潟港の調査の場合には、申告義務者への協力依頼と調査内容を説明する説明会が開催された。これは、申告義務者の協力を得て回収率を高めるためである。なお、港湾関連産業の事業所と申告義務者とは一致することが多く、本調査及び港湾関連産業調査の説明会は同時に開催された。

新潟港での実態調査では調査票の郵送の2週間後より回収が始まられた。抽出された事業所が少ない場合には、回収数を確保するため確実な回収方法を探らなければならない。新潟港では訪問回収方法が採用された。

回収された調査票は業種別、地域別に整理され、港湾依存産業調査対象事業所名簿が作成される。

(2) 調査票

港湾依存産業調査の調査対象事業所に対し調査票を郵送するために必要となる名称、住所が調査項目となる。電話番号も調査項目としており、これは住所等が不明確である場合に問い合わせを行うためである。新潟港での実態調査で用いられた調査票を付録-Cに示す。

3.2 港湾依存産業調査

(1) 調査方法

本調査の調査対象事業所は仕向地・仕出地事業所調査により抽出された事業所である。これに、陸上出入貨物調査の申告義務者で港湾依存産業となる事業所及び造船業等の事業所を加える。後者は港湾を利用して生産活動を行っているが、原材料及び燃料の搬入、製品の搬出が陸上出入貨物調査の調査対象から漏れることが多いためである。ただし、造船業の船舶修理部門は港湾関連産業であり、船舶製造部門が港湾依存産業となる。申告義務者については港湾管理者により、造船業については地方

海運局により名称、住所がすでに調査されている。

調査票は各港湾依存産業の事業内容に応じて3種類作成された。農林・漁・鉱業調査票、製造業調査票、商業(卸・小売業)調査票である。調査票の設計には「工業統計表」、「商業統計表^④」等を参考とした。本調査票についても、港湾関連産業調査票と同様に、設定された調査項目の妥当性を検証するため、郵送前に一部の事業所に対し事前調査(試験的記入)を行い調査項目の修正がなされた。したがって他の港湾でも本調査票により調査を実施することができる。

なお、3種類の調査票は1調査票としてまとめられた形で郵送する必要がある。これは、新潟港での上記検証の際、複数の調査票への記入が必要となる事業所、陸上出入貨物調査結果に記入されている業種と異なった事業を行っている事業所のある場合があることがわかったためである。どの調査票へ記入するかの選択は、記入する事業所の判断に任せることになる。

新潟港での実態調査では、調査票の郵送5日後に督促状を調査対象事業所へ発送した。この督促状により、調査票を紛失した事業所への調査票の再発送、返送期日の確認等ができる回収率を高める効果がある。

新潟港では、調査票の郵送10日後を事業所から同調査票の返送(郵送)期日とした。返送期日を過ぎても回収されない調査票は、事業所へ電話等により督促し回収する必要がある。なお、本調査では、調査対象とする事業所の所在する地域が広く設定されるため、回収率を高める訪問回収方法を採用することができない。一般に回収率は他の2調査より低くなる。このため、郵送する件数を多くし、回収する件数を確保することが望ましい。

回収された調査票には、調査項目に記入漏れ、不明のある調査票が発見される。これは搬入、搬出貨物量が多い。これらの量は原則としてフレートトンで記入することとしているが、品目によってはこの単位に換算することが容易でないためと考えられる。しかし、これらの量は本調査における基本的な調査項目であり、記入者へ電話等によりこれらの量を問い合わせる必要がある。

回収された調査票のデータは、業種ごとに各調査項目の数値を整理、コーディングされ、業種ごとのトン当たり付加価値が算定される。

(2) 調査票

本調査票の調査項目は、トン当たり付加価値を算定するため必要となるデータに対応する。各事業所の搬入、搬出貨物量及び付加価値を算定するための経営状況が調査項目となる。計画指標の貨物量の単位はフレートトンであり、搬入、搬出貨物量の単位はこれと一致させる必

要がある。新潟港での実態調査で用いられた調査票を付録一Dに示す。

① 農林・漁・鉱業

粗付加価値額は次式により算定される。

$$\text{粗付加価値額} = \text{出荷額} - \text{材料費等} - \text{内国消費税額}$$

材料費等とは、肥料、飼料、農薬等の材料費及び燃料、電力、水の使用額である。内国消費税とは、物品税、地方道路税の税額の合計である。したがって、本調査票では以上の金額及び搬入、搬出貨物量が主たる調査項目となる。

② 製造業

粗付加価値額は次式により算定される。

$$\begin{aligned}\text{粗付加価値額} &= \text{製品出荷額} - \text{原材料使用額} \\ &\quad - \text{内国消費税額}\end{aligned}$$

製品出荷額等とは製品出荷額、加工賃収入額である。加工賃収入額とは、他の企業の所有に属する原材料または製品に加工して引渡したものに対して、受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。原材料使用額とは、原材料の使用額、燃料費、電力・水の使用額、委託生産費である。委託生産費とは、原材料又は製品を他の企業に支給して、製造加工した場合の加工賃をいう。内国消費税とは、物品税、酒税、トランプ類税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の合計である。したがって、本調査票では以上の金額及び搬入、搬出貨物量が主たる調査項目となる。

③ 商業(卸・小売業)

粗付加価値額は次式により算定される。

$$\text{粗付加価値額} = \text{販売額} - \text{仕入額} - \text{諸経費}$$

諸経費とは、人件費を除いた経費であり、包装荷造費、通信運搬費、宣伝広告費等である。したがって、本調査票は以上の金額及び搬入、搬出貨物量が主たる調査項目となる。

4. おわりに

本研究により得られた成果は以下のとおりである。

- (1) 港湾関連産業及び港湾依存産業についての収入原単位、トン当たり付加価値等諸係数の算定に必要となるデータを、実態調査により収集する調査方法を提示できた。
- (2) 港湾関連産業及び港湾依存産業等に対する実態調査において必要となる業種ごとの詳細な調査票を提示できた。

本調査法は港湾による経済効果を把握するための実態調査に広く活用することができる。

なお、本論で提示した調査票は、新潟港での実態調査のために作成したものであり、新潟港周辺及び新潟県内で事業が行われていない業種の調査票は作成しなかった。したがって、他の港湾で調査を実施する場合には、港湾に合わせて調査票の追加、調査項目の修正等を行う必要がある。本論において調査票作成における基本的な考え方を示しているので、これら追加・修正等は容易に行えるものと考えられる。

謝 辞

本研究を進めるに当たっては、運輸省港湾局、第一港湾建設局、新潟海運監理部、新潟県、神戸市、(社)新潟港振興協会の御協力、御援助を始めとして、多くの事業所、団体に御協力を頂いた。末筆ながら深く感謝の意を表します。

(1982年3月31日受付)

参考文献

- 1) 通商産業大臣官房調査統計部：昭和54年工業統計表産業編、同品目編、昭和56年10月、同原材料・燃料編、昭和51年3月
- 2) 神戸市港湾局：神戸港と市民経済、1975. 12
- 3) 運輸省大臣官房情報管理部：指定統計第6号 港湾統計(年報)、昭和55年
- 4) 通商産業大臣官房調査統計部：昭和45年商業統計表 産業編、昭和48年6月

付録一 A 港湾関連産業の範囲

付録一A 港湾関連産業の範囲

大分類	小分類	業態	日本標準産業分類との関係
A. 海 運 業	(1) 船舶運航事業・内航運送業	<p>船舶運航事業とは、海上運送法第2条第2項に定義される“海上において船舶により人又は物の運送をする事業(港湾運送事業を除く。)”である。〔事業の種類毎に運輸大臣の免許、許可或いは運輸大臣への届出。〕</p> <p>内航運送業とは、内航海運事業法第2条第3項に定義される“内航運送(はしけ等以外の船舶による海上における物品の運送であって、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるもの)をする事業(海上運送法の旅客定期航路事業等並びに港湾運送事業等を除く。)”である。〔事業に用いる船舶の総トン、長さ別に運輸大臣の許可或いは運輸大臣への届出。〕</p>	631 海洋運輸業 632 沿海運輸業
	(2) 船舶貸渡業・内航船舶貸渡業	<p>船舶貸渡業とは、海上運送法第2条第7項に定義される“船舶の貸渡(期間よう船を含む。)又は運航の委託をする事業”である。〔運輸大臣への届出。〕</p> <p>内航船舶貸渡業とは、内航海運事業法第2条第5項に定義される“内航運送の用に供される船舶の貸渡(期間よう船を含む。主として港湾運送事業の用に供される船舶の貸渡を除く。)をする事業”である。〔事業に用いる船舶の総トン、長さ別に運輸大臣の許可或いは運輸大臣への届出。〕</p>	634 船舶貸渡業
	(3) 海上運送取扱業・内航運送取扱業	<p>海上運送取扱業とは、海上運送法第2条第8項に定義される“自己の名をもって海上における船舶による物品の海上の運送の取次をする事業”である。〔運輸大臣への届出。〕</p> <p>内航運送取扱業とは、内航運送事業法に定義される“次に掲げる事業の全部又は一部を行う事業(港湾運送事業等を除く) ① 自己の名をもって内航運送の取次をする事業、② 内航運送を受け、その全部又は一部を内航運送業又は他の内航運送取扱業を営む者へ下請させる事業、③ 内航運送の媒介をする事業 ④ その他いかなる方法をもってするかを問わず①～③に該当する事業”である。〔事業に用いる船舶が定められた総トン、長さ以上である場合は運輸大臣の許可。〕</p>	662 貨物運送取扱業(海上貨物取扱業)
	(4) 海運仲立業	海上運送法第2条第9項に定義される“物品海上運送又は船舶の貸渡、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業”である。〔運輸大臣への届出。〕	665 運輸あっせん業(6651 貨物運送仲立業の海運 貨物仲立業 6652 船舶 仲立業)
	(5) 海運代理店業	海上運送法第2条第10項に定義される“船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業”である。〔運輸大臣への届出。〕	663 運送代理店 (海上運送代理店)
	(6) 通船業	主として港湾内において船舶により陸上と船舶との間の旅客(船員、港湾労働者等)、資材の運送を行う事業である。(港湾法により料率(通船料)を記載した書面の港湾管理者への提出。)	6331 港湾旅客運輸業 (通船業)
	(7) 観光船業	主として港湾内において船舶により遊覧を目的とする旅客の運送を行う事業である。	6331 港湾旅客運輸業 (港湾内遊覧船業)

大分類	小分類	業態	日本標準産業分類との関係
B. 入 港 船 舶 関 係 サ イ ビ ス 業	(1) 船舶情報業	船主、海運代理店等の需要に応じて船舶の入港時間、予定時間等の情報の提供を行う事業である。	669 その他の運輸に附帯するサービス業（東洋信号通信社）
	(2) 水先案内業	水先法第1条の2第1,2項に定義される「水先」とは、水先区において、船舶に乗り込み当該船舶を導くことをいう。「水先人」とは、一定の水先区について水先人の免許を受けた者をいう。(運輸大臣の免許)であり、水先区を同一とする。水先人は当該水先区について1個の水先人会を設置しなければならない。〔水先料は、運輸省令。港湾法により料率を記載した書面の港湾管理者への提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業（水先案内業）
	(3) 網取業	岸壁、浮標等の陸側において船舶の側から着岸するために投ぜられる係船索(ムアリング・ロープ)を係船柱等に固定或いは離岸するために係船索の解き放しを行う業である。(港湾法により料率(網取料)を記載した書面の港湾管理者への提出。)	669 その他の運輸に附帯するサービス業（網取業）
	(4) 引船業	馬力の大きい小型船舶を用いて、狭隘或いは潮流の速い等の泊地において大型船舶の離着岸の補助、推進機関を有しないはしけ、ポンツーン等を曳航或いは押し進めることを行う業である。(港湾法により料率(引船料)を記載した書面を港湾管理者に提出。)	669 その他の運輸に附帯するサービス業（引船業）
	(5) 通信業	日本電信電話公社の委託により、無線(超短波)を利用して船舶電話を設置した船舶間及び船舶と陸側との通信(電信・電話等)を行えるようサービスを提供する業である。(港湾法により料率(船舶電話料)を記載した書面を港湾管理者に提出。)	674 通信に附帯するサービス業（日本船舶通信㈱）
	(6) 私設ブイ・岸壁業	私企業等が主として岸壁、さん橋、繫船浮標等の繫留施設を整備し、その施設を不特定の船舶に提供することを行う事業である。(港湾法により料率(私設岸壁使用料)を記載した書面を港湾管理者に提出。)	6674 さん橋泊きょ業
	(7) 船舶修理業	主として船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶の製造・修理を行う事業或いは事業部門である。(造船法により施設、設備の新設等しようとする者は運輸大臣の許可。)	168 塗装工事業 (船舶塗装業) 1712 電気配線工事業 (船内配線業) 364 船舶製造・修理業, 舶用機関製造業 8311 一般機械修理業 (船用機関修理業) 4932 燃料小売業(ガソリンステーションを除く。)
	(8) 船舶給油業	主として港湾において入出港する船舶へ岸壁より或いは船舶等で運搬しその船舶の燃料とする重油等を供給する事業である。	7211 上水道業 (船舶給水業)
	(9) 船舶給水業	主として港湾において入出港する船舶へ岸壁より或いは船舶等で運搬しその船舶に乗船する人の飲用に適する水を供給する事業である。(港湾法により料率(船舶給水料)を記載した書面を港湾管理者へ提出。)	
	(10) 物品販売業	港湾において船舶給油業、船舶給水業を除く、主として入港船舶に対して食料品(船食を含む)、船具・船用品、日用品、土産品、被服・衣料品等の販売をする事業である。	439 その他の各種商品小売業(従業者が50人未満のもの)

大分類	小分類	業態	日本標準産業分類との関係
B. 入港船舶関係 サービス業	(1) 廃棄物収集処理業	港湾において船舶により排出される生活ゴミ等を収集、運搬、処理を行う事業である。〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律により特定の区域では市町村長の許可。港湾法により料率（一般廃棄物収集運搬処理作業料）を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕	8944 ごみ収集業
	(2) 廉油処理事業	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第12項に定義される“一般的需要に応じ、廉油処理施設により廉油（船舶内において生じた不要な油）の処理をする事業”である。〔港湾管理者及び漁港管理者が行うとするときは運輸大臣へ届出。それ以外の者は運輸大臣の許可。港湾法により料率（廉油処理料）を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕	8952 産業廃棄物処理業 (船舶廉油処理業)
C. 港湾運送事業	(1) 一種事業 (一般港湾運送事業)	港湾運送事業法第2条第1項第1号に定義される“荷主又は船舶運送事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する(2)～(5)の行為を一貫して行う行為”を行う事業である。 事業の態様を本法施行規則第4条の2で、①業務範囲が無限定、②筏一貫元請業、③海運貨物取扱業、④その他（不定期船における一貫元請業、定期船における船積・陸揚げ代理店業（ランディング・エージェント、シッピング・エージェント）、ステベ（ステベドア））としている。〔事業の種類及び港湾ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕	661 港湾運送業 (一般港湾運送業) 6651 貨物運送仲立業 (乙仲)
	(2) 二種事業（船内荷役事業）	港湾運送事業法第2条第1項第2号に定義される“港湾においてする船舶への貨物の積み込み又は船舶からの貨物の取卸（(4)の行為を除く。）”を行う事業である。〔事業の種類及び港湾ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率（船内荷役料）を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕	661 港湾運送業 (船内荷役業)
	(3) 三種事業（はしけ運送事業）	港湾運送事業法第2条第1項第3号に定義される“①港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（旅客定期航路事業等による貨物運送を除く。）②指定区間（運輸省令に定める港湾と港湾又は場所との間）における貨物のはしけによる運送③港湾若しくは指定区間ににおける引船によるはしけ若しくはいかだの曳航”を行う事業である。〔事業の種類及び港湾ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率（はしけ運送料）を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕	661 港湾運送業 (はしけ運送業)
	(4) 四種事業 (沿岸荷役事業)	港湾運送事業法第2条第1項第4号に定義される“①港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の荷さばき場（上屋その他の荷さばき場。水面貯木場を除く。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出 ②貨物の船舶（500総トン未満）若しくははしけからの取卸し若しくははしけへの積み込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積み込みにあっては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の	661 港湾運送事業 (沿岸荷役事業)

大分類	小分類	業態	日本標準産業分類との関係
C. 港 湾 運 送 事 業	(5) 五種事業 (筏運送事業)	揚貨装置を使用しないで行う場合に限る。)を行う事業である。 〔事業の種類及び港湾ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率(沿岸荷役料)を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕 港湾運送事業法第2条第1項第5号に定義される“①港湾若しくは指定区間ににおけるいかだに組んでする木材の運送②港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出 ③これらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管”を行う事業である。 〔事業の種類及び港湾ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率(筏運送料)を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕	661 港湾運送業(筏 運送業)
D. 倉 庫 業	(1) 普通倉庫業 (2) 水面倉庫業 (3) 貯蔵倉庫業 (4) 危険品倉庫業	倉庫業法施行規則第3条に類別される“一類倉庫(第一類物品(第二～八類以外の物品)、第二類物品(麦、皮革、セメント等)、第三類物品(板ガラス、木炭、農業用機械等の物品であって湿気又は気温の変化により変質し難いもの)、第四類物品(地金、セメント製品、古タイヤ等野で保管することが可能な物品)、第五類物品(原木等水面において保管することが可能な物品)を保管し、地盤に定着かつ屋根及び周囲に壁を有する工作物)、二類倉庫(第二類から第五類物品を保管し、地盤に定着かつ屋根及び周囲に壁を有する工作物)、三類倉庫(第三類から第五類物品を保管し、地盤に定着かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物)、野積倉庫(第四類から第五類物品を保管し、周囲が高い、さく、こう子、鉄条網等をもって防護されている工作物又は土地)”で顧客の寄託により物品の保管を営業する事業である。 〔運輸大臣の許可。港湾法により(普通倉庫保管料)を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕 倉庫業法施行規則第3条に類別される“水面倉庫(第五類物品を保管し、周囲が築堤その他の工作物をもって防護されている水面)”で顧客の寄託により物品の保管を営業する事業である。 〔運輸大臣の許可。港湾法により料率(水面倉庫保管料)を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕 倉庫業法施行規則第3条に類別される“貯蔵倉庫(第六類物品(容器に入れていない粉状又は液状の物品)並びに第一類、第二類物品のうちばらの物品を保管し、周壁が収容量に相応する強度を有する地盤に定着した耐火性能又は防火性能を有する貯蔵そう)”で顧客の寄託により物品の保管を営業する事業である。 〔運輸大臣の許可。港湾法により料率を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕 倉庫業法施行規則第3条に類別される“危険品倉庫(第七類物品(危険物(消防法)、高圧ガス(高圧ガス取締法))を保管し、保管する危険物の種類に応じそれぞれの法令に適合した地盤に定着した工作物又は土地)”で顧客の寄託により物品の保管を営業する事業である。 〔運輸大臣の許可。港湾法により料率を記載した書面を港湾管理者へ提出。〕	651 普通倉庫業 563 水面木材倉庫業 651 普通倉庫業 651 普通倉庫業

大分類	小分類	業態	日本標準産業分類との関係
D. 倉庫業	(5) 冷蔵倉庫業	倉庫業法施行規則第3条に類別される“冷蔵倉庫（第八類物品（農畜水産物の生鮮品及び凍結品等の加工品その他の摂氏十度以下の温度で保管することが適當な物品）を保管し、地盤に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物）”で顧客の寄託により物品の保管を営業する事業である。〔運輸大臣の許可。港湾法により料率を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	652 冷蔵倉庫業
E. 貨物揚積関係業	(1) 檢数業	港湾運送事業法第2条第1項第6号に定義される“船積貨物の積み込み又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡しの証明”を行う事業である。〔事業の種類ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率（検数料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業（検数業）
	(2) 鑑定業	港湾運送事業法第2条第1項第7号に定義される“船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定”を行う事業である。〔事業の種類ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率（鑑定料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業（運輸鑑定業）
	(3) 檢量業	港湾運送事業法第2条第1項第8号に定義される“船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明”を行う事業である。〔事業の種類ごとに運輸大臣の免許。港湾法により料率（船積貨物検量料陸揚貨物検量料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業（検量業）
	(4) 検査業	①船舶、はしけの船体及び附属機器、機関の現状及び損傷の状態、性能の検査 ②船倉、油槽（船舶、陸上）の状態、載荷量、容量の検査 ③船積する又は陸揚された貨物の現状検査、製品検査、原材料検査、等を行う事業である。〔港湾法により料率（検査料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業
	(5) コンテナ詰め検定業	船積する貨物のコンテナへの積付に際して貨物の数量の証明（合わせて容積、重量の証明、貨物自体の現状の記録、積付けの指導を行うこともある。）を行う事業である。〔港湾法により料率（コンテナ詰め検定料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業
	(6) 固定・区画業	港湾運送事業法第2条第3項第1項に定義される港湾運送関連事業のなかの“港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画”を行う事業である。〔運輸大臣への届出。港湾法により料率（船積貨物固定区画料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業
	(7) 荷造・荷直業	港湾運送事業法第2条第3項第1項に定義される港湾運送関連事業のなかの“港湾においてする、船積貨物の荷造り若しくは荷直し”を行う事業である。〔運輸大臣への届出。港湾法により料率（荷造・荷直し料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業
	(8) 艦内清掃業	港湾運送事業法第2条第3項第1号に定義される港湾運送関連事業のなかの“港湾においてする、船舶への貨物の積込み	669 その他の運輸に附帯するサービス業

大分類	小分類	業態	日本標準産業分類との関係
E. 貨物揚積関係 サ イ ビ ス 業	(9) タンククリーニング業	若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃”で(9)を除く作業を行う事業である。 〔運輸大臣への届出。港湾法により料率（船内清掃料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業
	(10) 警備業	港湾運送事業法第2条第3項第1号に定義される港湾運送関連事業のなかの“港湾においてする、船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃で貨物用タンク内の清掃”を行う事業である。〔運輸大臣への届出。港湾法により料率（タンククリーニング料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業
	(11) 通関業	通関業法第2条第2項に定義される“業として通関業務（他人の依頼により行う業務）を行うこと”であり、法令に基づく①輸出（積みもどしを含む）申告又は輸入申告 ②外国貨物船(機)用品積込申告 ③保税倉庫庫入申請又は保税工場移入申請又は保税展示場蔵置承認申請 ④行政処分等につき税関長大臣等に対する不服申立て、主張又は陳述、等の事務である。〔税関長の許可。港湾法により料率（通関業務料金）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	6651 貨物運送仲介業（通関業）
	(12) 組立梱包業	海上運送のために、設備された機械により各種梱包材料を加工し、梱包容器を組み立てて工業製品等の外装を行う事業である。	6662 組立梱包業（工業製品組立梱包業、輸出梱包業）
	(13)くん蒸業	検疫法、植物検疫法、家畜伝染予防法等に基づく検査の結果により病害虫に汚染或いは汚染された恐れのあることが判明した船舶及び農産品、林産品、畜産品等の輸出入貨物の薬剤を用いて駆除消毒を行う事業である。〔港湾法により（くん蒸作業料）を記載した書面を港湾管理者に提出。〕	669 その他の運輸に附帯するサービス業
	(14) コンテナバン修理業	損傷したコンテナを国際大形コンテナのJIS及びISO規格で規定されている寸法、構造及び強度、その他とくに定められた要件(TIRの技術的要件等)に適合するようにもとの状態に復元し、再びそのコンテナを運用できるようにする作業を行う事業である。	8311 一般機械修理業（電気機械器具を除く）
	(1) 海事代理士業	海事代理士法第1条に定める“他人の委託により運輸省、法務省、地方公共団体の諸機関に対し船舶法、船員法、海上運送法、港則法、造船法等の法令の規定に基づく申請、届出、登記、その他の手続きをし、及びこれらの手続きに関し、書類の作製をすることを業とする”ものである。〔資格を有するものは地方海運局長が備える名簿に登録。〕	8799 他に分類されない専門サービス業
	(2) 港湾関連団体	港湾関連産業における同業者が共同の利益の増進を目的として組織した団体である。	941 経済団体 949 他に分類されない非営利的団体

大分類	小分類	業態	日本標準産業分類との関係
	(3) 港湾関連出版業	港湾関連産業に係る書籍、新聞等の印刷物の出版、販売を中心として行う業務である。	25 出版、印刷、同関連産業 494 書籍、文房具小売業
G. 金融・保険・貿易業	(1) 銀行（外国為替部門）業 (2) 損害保険（海上保険部門）業 (3) 貿易業	銀行における物品の輸出入等に伴う外国為替の発行、取引等の業務を行う部門である。 損害保険業における海難又は航海に係る事故によって生じた船舶、貨物の損害を補填するための保険業である。 外国、国内貿易を行うに際してその物品の輸送手段として主として海運を利用して商取引をする事業である。	502 銀行 503 在日外国銀行 562 損害保険業 40, 41 卸売業
H. 港湾官公署	(1) 港湾関係官公庁	港湾の整備、維持、運営等を行っている国及び港湾管理者等の官公庁である。（但し、港湾の整備では、計画のみを対象とし、建設及び設計を除く。）	6674 さん橋泊きよ業 97 国家事務 98 地方事務

付録一B 港湾関連産業調査票

新潟港における港湾関連事業調査

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

先の説明会（12月14日 新潟市木材会館）に御参加いただきましてありがとうございました。

さて、「新潟港における港湾による経済効果の測定のためのアンケート調査について（協力依頼）」（昭和56年12月2日付、港研設第51号）並びに説明会でご依頼申しあげました調査に関して、ここに調査票をお送り致しますので、御多忙中恐縮ではございますが、何卒御協力をお願い致します。

尙、本調査票は、1月26日～28日までに、調査員が回収にうかがいますので、よろしくお取計らいお願い致します。

敬 具

調査に関して疑問がございましたら、下記宛問合せ下さい。

運 輸 省 港湾技術研究所 設計基準部

計画基準研究室

稻 村 鑿 電話 0468-41-5410
内線 393

中 野 勉 電話 0468-41-5410
内線 392

住所 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号
(郵便番号 239)

〈新潟市における問合せ先〉

運 輸 省 第一港湾建設局 企画課

小 林 章 雄 電話 0252-66-0111

住所 新潟市白山浦1-332
(郵便番号 951)

昭和57年1月

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号	
○	1

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) _____ (所柄) _____ (TEL) _____ (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

A 海運業

(1) 船舶運航事業・内航運送業

(注1) 上記業種について貴社新潟市内店舗で(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

なお、外航船のコンテナ関連分、内航船のフェリー・ポート関連分についても各調査項目の内数としてご記入ください。

項目	昭和55年度 (注2)			
	外航船関係		内航船関係	
	うちコンテナ	うちフェリー	うちコンテナ	うちフェリー
旅客運賃	旅客延人数	人	人	人
貨物輸送	旅客運賃収入	千円	千円	千円
(注3)	貨物扱いトン数	トン	トン	トン
	貨物輸送運賃収入	千円	千円	千円
(注4)	自動車航送トン数		トン	トン
	自動車航送運賃収入		千円	千円
	収入合計	千円	千円	千円
	運航費	千円	千円	千円
(注5)	船費	千円	千円	千円
(注6)	船費のうちの人工費	千円	千円	千円
(注7)	店費	千円	千円	千円
(注6)	店費のうちの人工費	千円	千円	千円
(注8)	海上勤務者(船員)	人	人	人
年度従業者現数	陸上勤務者(陸上社員、陸勤船員)	人	人	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東浩)の事業所を含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますのが、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、重量では1,000kg、容積では1.113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 航送トン数は港湾調査に基づく車両トン数換算率表(添付)に従ってご記入ください。

(注5) 船費には①船員費、②修繕費、③船用品費、④潤滑油費、⑤船体保険料、⑥その他の雜費、の合計額を計上してください。

(注6) 人工費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人工費は、従業者数の割合で按分してください。

(注7) 店費には①役員、陸上勤務員賃金、②事務用品費、③通信費、④事務所維持費(租税、使用料等)、⑤その他の雜費、の合計額を計上してください。他業種と兼業の場合、従業者数の割合で按分してください。

(注8) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量を見合った按分をしてください。

添付資料

車両（自動車、自転車）トン数換算率表

車種	内 容		換算率
バ ス	特大	70人乗り以上	65トン
	大型	50人乗り以上	50
	普通	50人未満～30人以上	30
	小型	30人乗り未満	20
ト ラ ック	特大	10トン車以上	65
	大型	5トン車以上	50
	普通	2トン車以上	30
	小型	2トン車未満	10
小型三輪車	小型	積載量1トン以上	10
軽四輪車	小型	積載量1トン未満（乗用車を含む）	5
軽三輪車	小型		5
乗用車	普通	3人～6人（スポーツカーを含む）	10
二輪自動車	小型	1台	1
自転車		10台	1

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
〇	2		

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

A 海 運 業

(2) 船舶貨渡業・内航船貨渡業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度(注2)	
	外航船関係	内航船関係
備船延べトン数(注3)	トン	トン
営業収入 (備船料収入)	千円	千円
船費(注4)	千円	千円
船費のうちの人件費(注5)	千円	千円
店賃(注6)	千円	千円
店賃のうちの人件費(注5)	千円	千円
(注7) 従業者数 年度末現在	海上勤務者 (船員) 陸上勤務者 (陸上社員、陸勤船員)	人 人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所を含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 備船延べトン数は契約月数×備船総トン数を年間合計してください。

(注4) 船賃には①船員賃、②修繕賃、③船用品賃、④潤滑油賃、⑤船体保険料、⑥その他の維持費、の合計額を計上してください。

(注5) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業している場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 店賃には①役員、陸上勤務員賃金、②事務用品賃、③通信費、④事務所維持費(租税、使用料等)、⑤その他の維持費、の合計額を計上してください。他業種と兼業の場合、従業者数の割合で按分してください。

(注7) 年度末現在、従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は当該事業の直接作業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業賃に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
○	3		

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

A 海運業

(3) 海上運送取扱業・内航運送取扱業

(注1)

上記業種について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度 (注2)	
	外航船関係	内航船関係
年間取扱い貨物量	(注3) トン	(注3) トン
營業(手数料)	千円	千円
人件費 (注4)	千円	千円
(注5) 年度末現在 従業者数	直接(作業)従業者 人	人
	管理従業者 人	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、重量では1,000kg、容積では1,113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含めてください。兼業の場合、管理部門の従業者数は当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
○	4		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) _____ (所持) _____
(所在地)	(所在地)	(TEL) _____ (年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

A 海運業

(4) 海運仲立業

(注1)

上記業種について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度(注2)	
	外航船関係	内航船関係
年間取扱い隻数	隻	隻
営業収入	千円	千円
人件費(注3)	千円	千円
(注4) 年度末現在 従業者数	人	人
管理従業者	人	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、糸栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
○	5		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) _____
(所在地)	(所在地)	(所属) _____
		(TEL) _____
		(年月日) 年 月 日

A 海運業

(5) 海運代理店業

(注1)

上記業種について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度 (注2)	
	外航船関係	内航船関係
年間取扱い隻数	隻	隻
営業収入	千円	千円
人件費 (注3)	千円	千円
(注4) 年度末現在 従業者数	直接(作業)従業者 人	人
	管理従業者 人	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
○	6		

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

A 海運業

(6) 通船業

(注1) 上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		(注2) 昭和55年度
年間隻数		隻
通船業収入		千円
通船業人件費		千円
(注4) 年度末現在 従業者数	海上勤務者	人
	陸上勤務者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東越)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号
○ 9

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) _____ (所属) _____ (TEL) _____ (年月日) 年 月 日
--------------------------	-----------------------------	---

B 入港船舶に対する各種サービス業

(2) 水先案内業

(注1)
上記業種について、貴社新潟市内店舗（本社・支社・営業所等）における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度 ^(注2)
水先船隻数(出入航合計)	隻
営業収入	千円
人件費 ^(注3)	千円
年度末現在従業者数 ^(注4)	人
パイロット人數	人
ボート乗組員数	人
管理従業者数	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東莞)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整 理番 号				
1	○			

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本県御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

B 入港船舶に対する各種サービス業

(3) 網取業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		昭和 55 年度 ^(注2)
取扱船隻数		隻
網取業収入		千円
人件費 ^(注3)		千円
(注4) 年度末現在 従業者数	直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、柏原市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
1	1			

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

B 入港船舶に対する各種サービス業

(4) 引 船 業

(注1) 上記業種について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		昭和55年度 (注2)
引 船 使 用 箇 数		隻
引 船 線 動 回 数		回
引 船 業 収 入		千円
人 件 費 (注3)		千円
(注4) 年 度 末 現 在 従 業 者 数	海上勤務者	人
	陸上勤務者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、長岡市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
1	2		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本県御記入者名 (氏名) (所職) (TEL) (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

B 入港船舶に対する各種サービス業

(5) 船舶電話業

(注1) 上記業種について、貴社新潟市内店舗（本社・支社・営業所等）における下記項目についてご記入ください。

項目		昭和55年度 (注2)
船舶電話	延べ通話度数	度
	(1) 通話料収入	千円
	設置件数	件
	(2) 設置料収入	千円
	(3) 使用料収入	千円
	延べ通話度数	度
岸壁電話	(4) 通話料収入	千円
	設置件数	件
	(5) 設置料収入	千円
	(6) 使用料収入	千円
	延べ通話度数	度
	(7) 通話料収入	千円
保安通信装置	設置件数	件
	(8) 設置料収入	千円
	(9) 使用料収入	千円
	(1) ~ (9) 合計収入	千円
	(注3) 人件費	千円
	(注4) 年度末現在従業者数	人
	直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、登栄市（東港）の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別な支払われた給与（ボーナス等）等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
1	3			

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名)..... (所属).....
(所在地)	(所在地)	(TEL)..... (年月日).....年.....月.....日.....

B 入港船舶に対する各種サービス業

(6) 私設パイ・岸壁業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度 (注2)
けい船隻数	隻
けい船延べ総トン数	トン
延べ時間数	時間
営業収入	千円
人件費 (注3)	千円
年度末現在 従業者数 (注4)	人
直接(作業)従業者	人
管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、兜栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業している場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
1	4			

事業所の名称	本社又は本店の名称	本店御記入者名 (氏名) _____ (所属) _____
(所在地)	(所在地)	(TEL) _____ (年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

B 入港船舶に対する各種サービス業

(7) 船舶修理業

(注1) 上記業務について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目			(注2) 昭和55年度
(注3) 年間取扱い総数及び船舶修理工事業	①入渠分	取扱い総隻数	隻
		収入(売上)	千円
	②修理分	取扱い総隻数	隻
		収入(売上)	千円
	③離工事分	取扱い総隻数	隻
		収入(売上)	千円
④合計	①~③合計	取扱い総隻数	隻
		収入(売上)	千円
うち下払分			千円
貴社人件費			(注4) 千円
年度末現在従業者数	直接(作業)従業者		人
	管理従業者		人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日~3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 取扱い隻数・収入には、下請分も含めて下さい。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含めてください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、直接従業者(作業部門)数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
1	5			

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 （氏名） （所属） （TEL） (年月日) 年 月 日
-----------------	--------------------	---

B 入港船舶に対する各種サービス業

(8) 船舶給油業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗（本社・支社・営業所等）における下記項目についてご記入ください。

項目		昭和55年度 ^(注2)
年間給油量及び営業収入	(1) A重油 販売	販売給油量 kl
	販入	千円
	(2) B重油 販売	販売給油量 kl
	販入	千円
	(3) C重油 販売	販売給油量 kl
	販入	千円
	(4) 潤滑油 販売	販売給油量 kl
	販入	千円
	(5) 手数料 収入	
	販入	千円
(1)~(5)	総給油量	kl
	販入	千円
人件費 ^(注3)		千円
(注4) 年度末現在 従業者数	直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、登栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含めてください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
1	6		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

B 入港船舶に対する各種サービス業

(9) 船舶商工業

(注1)

上記業種について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目		昭和55年度 (注2)
給水業	年間総給水量	㎥
	営業収入	千円
(注3)	① 飲食料品収入	千円
物	② 船舶食糧提供業収入	千円
品	③ 給具給用品収入	千円
販	④ 日用品収入	千円
売	⑤ 土産品収入	千円
業	⑥ 衣服・衣料品収入	千円
	⑦ その他収入	千円
	①～⑦合計収入	千円
船舶廃油処理業	年間総扱い量	トン
	営業収入	千円
その他の不用品等の回収業(廃棄物含む)	営業収入	千円
上記合計収入		千円
人件費	(注4)	千円
(注5)	年度末現在従業者数	人
	直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 物品販売業で項目別に記入できない場合は一括して合計欄にご記入ください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・時別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含めてください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、部門別の従業者数は、直接従業者(作業部門)数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
1	7		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本県御記入者名 (氏名) _____ (所属) _____ (TEL) _____ (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

C 港湾運送事業

(1) 一種事業(一般港湾運送事業)

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても次ページにご記入ください。

項 目		昭和55年度 (注2)	
年間元請トン数		()トン(注3)	
營業取扱い額のうちの下払い額	① 船内荷役収入	千円	()トン(注3)
	② はしけ選送収入	千円	()トン
	③ 沿岸荷役収入	千円	()トン
	④ いかだ選送収入	千円	()トン
	⑤ その他の	千円	
	⑥～⑩ 合計 (A)	千円	
(注4)	⑪ 船内荷役業者へ	千円	()トン
	⑫ はしけ業者へ	千円	()トン
	⑬ 沿岸荷役業者へ	千円	()トン
	⑭ いかだ選送業者へ	千円	()トン
	⑮ 検査等関連事業へ	千円	
	⑯～⑯ 合計 (B)	千円	
	(A) - (B) 実質営業収入	千円	
	実質営業収入のうち人件費 (注5)	千円	
(注6)	年度末現在従業者数	直接従業人員	人
		管理部門従業人員	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、港湾運送事業法による取扱いトン数としてください。

(注4) 下払い額には、港湾運送事業法第16条による下請けも含んでください。

営業収入①～④、⑥～⑩については、その扱い量も()内にご記入ください。

①～④の()内トン数については、下払い分は除外してください。

(注5) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
1	8		

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 （氏名） （所属） （TEL） （年月日） 年 月 日
-----------------	--------------------	---

C 港湾運送事業

(I) 一種事業（一般港湾運送事業）（桃色）

(注1)

上記業種のコンテナ関連分についてのみ貴社新潟店舗（本社・支社・営業所等）における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度 (注2)
コンテナ・ターミナル年間取扱い数量 (注4)	TEU (注3)
コンテナ貨物の保管 バンニング・デバンニング年間取扱い数量 (注5)	TEU
コンテナ・リース代理業年間取扱い数量 (注6)	TEU
複合一貫輸送業年間取扱い数量 (注6)	TEU
海上コンテナ輸送業年間取扱い数量	TEU
コンテナバン・コンテナ機器修理業年間取扱い数量	TEU
コンテナ関連事業収入合計	千円(千円) (注7)
人件費 (注8)	千円
(注9) 年度末現在従業者数	直接(作業)従業者
	管理部門従業者

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) TEUは20ftコンテナに換算した個数です。

(注4) コンテナ・ターミナル作業とは、コンテナ埠頭内における船内荷役、CFS及びCY内作業等を含んだものをいいます。

(注5) コンテナ扱い貨物の保管・バンニング・デバンニングとは、前記1以外のCFS及び上段(営業倉庫を除く)で取扱ったコンテナ扱い貨物をいいます。なお、コンテナ扱い貨物保管料等が正確に把握できない場合は、保管貨物に占めるコンテナ貨物の割合をベースにして按分したものをお計算して下さい。

(注6) コンテナリース代理業及び複合一貫輸送業収入は、これにかかる取扱手数料を記入して下さい。

(注7) ()内には、調査の重複を除くため、下請会社や関連企業などへの下払い額を記入して下さい。

(注8) 人件費には、基本給・諸手当・特別手当支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含めてください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注9) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含めてください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号	
1	9

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) (所職) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

C 港湾運送事業

(2) 二種事業(船内荷役業)

(注1)

上記業務について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項目		昭和55年度 (注2)
年間取扱い数量		(注3) トン
営業収入		千円
人件費		千円
(注4) 年度末現在 従業者数	直接(作業) 従事人員数	人
	管理部門 従事人員数	人
上記のうち コンテナ関連 分	年間取扱い数量 営業収入 直接従事人員数 人件費	トン 千円 人 千円

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、港湾運送事業法による取扱いトン数としてください。

(注4) 営業収入には下払い額は除外してください。

(注5) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含めてください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含めてください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
2	0			

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 （氏名） （所属） （TEL） （年月日） 年 月 日
-----------------	--------------------	---

C 港湾運送事業

(3) 三種事業(はしけ運送業)

(注1)

上記業種について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項目	昭和55年度 (注2)
年間取扱い数量	(注3) トン
営業収入	千円
人件費	千円
(注4) 従事人員数	人
(注6) 年度末現在 従業者数	人
管理部門 従事人員数	人
上記のうち コンテナ関連 分	
年間取扱い数量	トン
営業収入	千円
直接従事人員数	人
人件費	千円

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、港湾運送事業法による取扱いトン数としてください。

(注4) 営業収入には下払い額は除外してください。

(注5) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
2	1		

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) (所居) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

C 港湾運送事業

(4) 四種事業(沿岸荷役業)

(注1)

上記業種について、貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項 目		昭和55年度 ^(注2)
年間取扱い数量		(注3) トン
(注4) 営業収入		千円
(注5) 人件費		千円
(注6) 年度末現在 従業者数	直接(作業) 従事人員数	人
	管理部門 従事人員数	人
上記の うち コンテナ 関連分	年間取扱い数量	トン
	営業収入	千円
	直接従事人員数	人
	人件費	千円

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、港湾運送事業法による取扱いトン数としてください。

(注4) 営業収入には下払い額は除外してください。

(注5) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業している場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は作業費に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
2	2		

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
-----------------	--------------------	---

C 港湾運送事業

(5) 五種事業（いかだ運送業）

(注1)

上記業種について、貴社新潟市内店舗（本社・支社・営業所等）における下記項目についてご記入ください。

項 目	(注2) 昭和55年度	
年間取扱い数量	(注3) トン	
営業収入	(注4) 千円	
人件費	(注5) 千円	
(注6) 年度末現在 従業者数	直接(作業) 従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市（東港）の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、港湾運送事業法による取扱いトン数としてください。

(注4) 営業収入には下払い額は除外してください。

(注5) 人件費には、基本給・賃手当・特別に支払われた給与（ボーナス等）等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は作業量に見合った按分をしてください。

秘密

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
2	3			

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 （氏名） （所轄） （TEL） （年月日）年月日
-----------------	--------------------	--

D 倉庫業

(1) 普通倉庫業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗（本社・支社・営業所等）における下記項目についてご記入ください。

項 目		(注2) 昭和55年度
延保管実績		(注3) トン
營業収入	(1) 保管料収入	千円
	(2) 荷役料収入 (下請分を含む)	千円
	(1)～(2)合計収入	千円
人 件 (注4) 費		千円
年度末現在 従業者数	(注5)直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) (入庫トン数×期数)の年間合計でご記入ください。

トン数は、重量では1,000kg、容積では1,113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業している場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヵ月を超える臨時の従業員を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。

直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
2	4		

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

D 倉庫業

(2) 冷蔵倉庫業

(注1) 上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目		昭和55年度 (注2)
延保管実績		(注3) トン
営業収入	(1) 保管料収入	千円
	(2) 荷役料収入 (下請分を含む)	千円
	(3) 船舶用製氷等販売収入	千円
	(1)～(3)合計収入	千円
	人件費 (注4)	千円
	年度末現在従業者数	人
	直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、長岡市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) (入庫トン数×期数)の年間合計でご記入ください。

トン数は、重量では1,000kg、容積では1.113m³(40才)を1トンとし、重積と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含めてください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業員を含んでください。兼業の場合、部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。
直接従業者が兼務している場合は、作業量見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
2	5		

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

D 倉庫業

(3) 水面倉庫業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		昭和55年度 (注2)
延保管実績		m ² (注3)
営業収入	(1) 保管料収入	千円
	(2) 荷役料収入 (下請分含む)	千円
	(3) その他の (注4)	千円
	(1)～(3)合計収入	千円
	人件費 (注5)	千円
	年度末現在 従業者数 (注6)	人
	直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますのが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) (入庫m²×期数)の年間合計でご記入ください。

(注4) その他収入はクレーンで積み込む時の木材水切場の使用料等です。

(注5) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接作業者数の割合で按分してください。

直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
2	6		

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

D 倉 庫 業

(4) 貯蔵倉庫業(サイロ・タンク等)

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		(注2) 昭和55年度
延 保 管 実 績		(注3) トン
營業収入	(1) 保 管 料 収 入	千円
	(2) 荷役料収入 (下請分を含む)	千円
	(1) ~ (2) 合 計 収 入	千円
(注4) 人 件 費		千円
年度末現在従業者数	直接(作業)従事者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますか、4月1日~3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) (入庫トン数×期数)の年間合計でご記入ください。

トン数は、重量では1,000kg、容積では1,113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、荷慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の入件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業員を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
2	7		

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

□ 倉庫業

(5) 危険品倉庫業

(注1)

上記業種について貨物新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		(注2) 昭和55年度
取扱貯蔵量		(注3) t
営業収入	(1) 保管料収入	千円
	(2) 荷役料収入 (下請分を含む)	千円
	(1) ~ (2) 合計収入	千円
(注4) 人件費		千円
(注5) 年度末現在従業者数	直接(作業)従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とあります。4月1日~3月31日にとらわれずに、貨物決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 取扱貯蔵量は各期末の在庫量を年間平均してご記入ください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業員を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。
直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
2	8		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

E 貨物搬積関係サービス業

(I) 檢数業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項目		昭和55年度 (注2)
品目別年間取扱い数量	第1類 一般雑貨	(注3) トン
	第2類 繊維原料類、穀類類、肥料	(注3) トン
	第3類 鉄鋼コイル、銅製コンタイヤ貨物	(注3) トン
	第4類 コンテナ、南洋材、自動車	(注3) トン
	第5類 南洋材、その他の木材	(注3) トン
	第6類 冷凍品及び冷蔵品	(注3) トン
	その他の	(注3) トン
合計(全体)		(注3) トン
検数業収入		千円
人件費 (注4)		千円
(注5) 年度末現在 従業者数	直接作業従業人員	人
	管理部門従業人員	人
上記 記入 の際 うな く間 分	年間取扱い量	(注3) トン
	営業収入	千円
	直接作業従業人員 (注5)	人
	直接作業従業人員人件費 (注4)	千円

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、登栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とあります、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、重量では1.000kg、容積では1.113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業している場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は当該事業の直接作業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整 理 番 号
3 0

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) _____ (所属) _____ (TEL) _____ (年月日) ____ 年 ____ 月 ____ 日
(所在地)	(所在地)	

E 貨物搬積関係サービス業

(3) 檢量業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項 目		昭和55年度 ^(注2)
(注3) 取扱い 数量	船積貨物	一般貨物 トン
	陸揚貨物	特定貨物 トン
	陸揚貨物	一般貨物 トン
	船積貨物	特定貨物 トン
検量業収入		千円
(注4) 人件費	直接作業従業人員	千円
	管理部門従業人員	人
(注5) 従業者数	年度末現在	人
	従業者数	人
上記のうち コンテナ 関連分	年間取扱い数量	(注3) トン
	営業収入	千円
	直接従業員人數	人
	人件費	千円

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とあります、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、重量では1,000kg、容積では1,113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含めてください。他業種と兼業されている場合は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。

兼業の場合、管理部門の従業者数は、直接従業者(作業部門)数の割合で按分してください。
直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
3	1		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名)..... (所属)..... (TEL)..... (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

E 貨物揚積関係サービス業

(4) 監視員業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項目		(注2)	
年間監視員延人数		昭和55年度	うち港湾関連分
営業収入		人・日	人・日
(注3) 年度末現在 従業者数	人件費	千円	千円
(注4) 年度末現在 従業者数	直接(作業) 従業者	人	人
	管理従業者	人	人
コンテナ関連営業収入		千円	千円
上記 記入の うな も関 連分	(注3) コンテナ関連人件費	千円	千円
(注4) 年度末現在 従業者数	直接(作業) 従業者	人	人
	管理従業者	人	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、長岡市(東区)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、1月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
3	2			

事業所の名称	本社又は本店の名称	本業御記入者名 (氏名) _____
(所在地)	(所在地)	(所職) _____
		(TEL) _____
		(年月日) 年 月 日

E 貨物揚積関係サービス業

(5) 通関業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項目		昭和55年度 (注2)
年間取扱件数	輸出(積戻し含む)申告	件
	輸入申告	件
	その他の申告・届	件
通関業収入		千円
年度末現在従業者数	(注3) 人件費	千円
	(注4) 直接作業従業員	人
	管理部門従業員	人
上記の内 内訳分	年間取扱い件数	件
	営業収入	千円
	(注4) 直接従業員	人
	(注3) 直接従業員人件費	千円

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
3	3		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名)..... (所属)..... (TEL)..... (年月日)..... 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

E 貨物搬積関係サービス業

(6) 組立梱包業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		(注2) 昭和55年度
年間取扱い数量		c b t
営業収入		千円
人件費	(注3)	千円
(注4) 年度末現在 従業者数	直接(作業) 従業者	人
	管理従業者	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東莊)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
3	4		

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本店御記入者名 （氏名） （所属） （TEL） （年月日） 年 月 日
-----------------	--------------------	---

E 貨物搬積関係サービス業

(7) くん蒸業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目		昭和55年度	(注2)
年間取扱件数及び量 (m ³)	農林水産省関係 (注3)	件	m ³ /年
	厚生省関係 (注4)	件	m ³ /年
くん蒸業 収入	農林水産省関係 (注3)	千円	
	厚生省関係 (注4)	千円	
人件費 (注5)		千円	
(注6) 年度末現在 従業者数	直接(作業)従業者	人	
	管理従業者	人	

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 農林水産省関係とは動植物検疫をいいます。

(注4) 厚生省関係とは、船内くん蒸をいいます。

(注5) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業している場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注6) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。
兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。
直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
3	5		

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本県御記入者名 (氏名) (所職) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

E 貨物揚積関係サービス業

(8) その他の貨物揚積関係サービス業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。
なお、コンテナ関連の営業収入等についても前記の内数としてご記入ください。

項目		(注2)
(注3) 営業 収入	① 固定区画	千円
	② 荷造・荷直	千円
	③ 給内清掃	千円
	④ タンククリーニング	千円
	⑤ その他の	千円
	①～⑤合計	千円
人件費		千円
(注5) 年度末現在 従業者数	直接(作業)従業者	人
	管理部門従業者	人
上記 の うち 運送 分	當業収入	千円
	直接(作業)従業者 (注5)	人
	直接(作業)従業者人件費 (注4)	千円

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、重量では4,000kg、容積では1,113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、1トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はそのまま記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
3	7		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本県御記入者名 (氏名)..... (所属)..... (TEL)..... (年月日).....年月日
(所在地).....	(所在地).....	

H その他の港湾関連事業

(1) 海事代理士業

(注1) 上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項目	昭和55年度	(注2)
年間取扱い件数	件	
海事代理士業収入	千円	
人件費	千円	(注3)
年度末現在 従業者数	人	(注4)
直接(作業) 従業者	人	
管理従業者	人	

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
3	8		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名)..... (所属)..... (TEL)..... (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

H その他の港湾関連事業

(2) 港湾関連団体

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目	(注2) 昭和55年度
年間総収入 (注3)	千円
人件費 (注4)	千円
年度末現在従業者数 (注5)	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日~3月31日にとらわれずに、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 年間総収入は協会費、組合費等の合計をご記入ください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号			
3	9		

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) _____
(所在地)	(所在地)	(所属) _____
		(TEL) _____
		(年月日) _____ 年 月 日

H その他の港湾関連事業

(3) 港湾関連出版業

(注1) 上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目	(注2) 昭和55年度
総 出 版 部 数	部
營 業 収 入	千円
人 件 費	千円
(注4) 年 度 末 現 在 従 業 者 数	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所を含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますか、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。

兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。

直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
4	0			

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名).....
(所在地)	(所在地)	(所属).....
		(TEL).....
		(年月日).....年月日

I 金融・保険業

(I) 銀行(外國為替部門)業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目		昭和55年度 (注2)
年間扱い件数		件
年間扱い額		千円
(注3) 外国為替部門人件費		千円
(注4) 年度末現在従業者数	(新潟市内)全部門	人
	外為部門	人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、巣鴨市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日ととられず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
4	1			

事業所の名称 （所在地）	本社又は本店の名称 （所在地）	本県御記入者名 （氏名） （所属） （TEL） （年月日） 年 月 日
-----------------	--------------------	---

I 金融・保険業

(2) 損害保険(海上保険部門)業

(注1)

上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

項 目	昭和55年度 (注2)	
	船 舶	貨物海上運送
年間扱い件数	件	件
年間扱い額	千円	千円
(注3) 海上保険部門人件費	千円	千円
(注4) 年度末現在 従業者数	全部門 海上保険部門	人 人

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、長岡市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とありますが、4月1日～3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注4) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は、当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業量に見合った按分をしてください。



新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
4	2			

事業所の名称	本社又は本店の名称	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
(所在地)	(所在地)	

J 貿 易 業

(注1)
上記業種について貴社新潟市内店舗(本社・支社・営業所等)における下記項目についてご記入ください。

品目別年間取扱い量及び営業収入	項目	昭和55年度 (注2)			
		輸出入		移出入	
		取扱い量 (注3)	取扱い額	取扱い量 (注3)	取扱い額
	(1) 農水産品	トン	千円	トン	千円
	(2) 林産品	トン	千円	トン	千円
	(3) 鉱産品	トン	千円	トン	千円
	(4) 金属機械工業品	トン	千円	トン	千円
	(5) 化学工業品	トン	千円	トン	千円
	(6) 軽工業品	トン	千円	トン	千円
	(7) 雜工業品	トン	千円	トン	千円
	(8) 特殊品	トン	千円	トン	千円
	(9) 分類不能のもの	トン	千円	トン	千円
	(1)~(9) 合計	トン	千円	トン	千円
	人件費 (注4)		千円		
	年度末現在従業者数 (注5)		人		

(注1) 新潟市内店舗とは新潟市、北蒲原郡、豊栄市(東港)の事業所も含みます。この2市1郡内に複数の事業所がある場合、それらを合計してご記入ください。

(注2) 昭和55年度とあります、4月1日~3月31日にとらわれず、貴社決算期にあわせて1年間の結果をご記入ください。

(注3) トン数は、重量では1,000kg、容積では1,113m³(40才)を1トンとし、重量と容積のうちどちらか大きい数値で、トン未満を四捨五入して記入してください。ただし、商慣習にしたがっている貨物はその慣習にしたがって記入してください。

(注4) 人件費には、基本給・諸手当・特別に支払われた給与(ボーナス等)等の賃金の他に企業負担の社会保険料を含んでください。他業種と兼業されている場合の人件費は、従業者数の割合で按分してください。

(注5) 年度末現在従業者数には、役員および1ヶ月を超える臨時の従業者を含んでください。兼業の場合、管理部門の従業者数は当該事業の直接従業者数の割合で按分してください。直接従業者が兼務している場合は、作業社に見合った按分をしてください。

秘

新潟港における港湾関連事業調査票

整理番号				
4	3			

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (年月日) 年 月 日
---------------------	------------------------	---

K 関係官公庁事業

貴機関における下記項目について記入してください。(貴機関に所轄する新潟市内にあるか或いは新潟港に関係する出先の事務所、出張所等については別の調査票に記入ください。)

項 目	昭 和 55 年 度
年間総経費 (注1)	千円
うち人件費 (注2)	千円
年度末職員数 (注3)	人

(注1) 年間総経費は、貴機関の運営に要する経費です。建設事業の場合、事業費のうちこれに相当するものは含み、本工事費、負担金、分担金、公債償還金等は含みません。

(注2) 人件費には基本給、諸手当、特別に支払われた給与(ボーナス等)の賃金の他に雇用者側負担の社会保険料を含んでください。

(注3) 年度末現在職員数には1ヶ月を超える臨時の職員を含んでください。

付録—C 仕向地・仕出地事業所調査票

仕向地・仕出地事業所調査

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

12月初旬、新潟港に関する調査につきましてご協力を依頼申し上げましたが（「新潟港における港湾による経済効果の測定のためのアンケート調査について（協力依頼）」昭和56年12月2日発行、港研設第51号）、本日「仕向地・仕出地事業所調査票」をお送り申し上げますので、御多忙中恐縮ではございますが、何卒御協力をお願い致します。

つきましては、昭和55年に貴事業所でご記入いただきました「港湾調査」の内容の次の事項につきお知らせいただきたく、同封いたしました「仕向地・仕出地事業所調査票」に御記入下さい。

尚、本調査票は、12月22日～24日までに、調査員が回収にうかがいますので何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

調査に関して疑問がございましたら、下記宛問合せ下さい。

運 輸 省 港湾技術研究所 設計基準部

計画基準研究室

稻 村 肇 電話 0468-41-5410
内線 393

中 野 勉 " " "
内線 392

住 所 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号
(郵便番号 239)

昭和56年12月

仕向地・仕出地事業所調査

事業所名	所在地	申告者
		印

別添、「港湾調査」の荷受人（荷送人）業種の事業所名・所在地等をご記入下さい。
ご記入いただく荷受人（荷送人）業種、事業所は、荷受人（荷送人）業種欄に番号（赤）を記したもので
す。以下の記入欄番号とあわせてご記入下さい。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に漏れることはなく、またこの調査票
は、他の目的には絶対に使用されないよう規定されています。

番号	荷受人(荷送人)業種	事業所名	所在地	電話番号
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	
		市 郡 町	() -	

様式(2)

指定統計第6号

秘

港湾

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上にきわめて重要な資料の調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項に絶対に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事實をありのまま

陸上出

搬入 〔陸上後背地から入った貨物〕		※1. 特定重要 港湾 2. 重要港湾 3	※都道府県 4	※調査港湾 5	港 6	7	8
コード	2	1					

※ 調査票番号
※ 調査員の検印	39

整 理 番 号	月 日	種 別		品 名	數 量 (トン)	入 荷 施					
		1. コンテナ 貨物であ る。 2. コンテナ 貨物でな い。	1. 輸出貨物 2. 移出貨物			1. 上屋 2. C.Y. 3. 倉庫 4. C.F.S. 5. 貯油槽 6. 水面貯木場 7. 陸上貯木場	8. 貯 9. 野 10. サ 11. 岸場 12. そ				
1	月 日 ※ 10 11 12 13			※	万 千 百 十 一	※					
2	月 日 ※ 10 11 12 13			※		※					
3	月 日 ※ 10 11 12 13			※		※					
4	月 日 ※ 10 11 12 13			※		※					
5	月 日 ※ 10 11 12 13			※	16 17 18	23					

- 注 1. ※印の欄は記入しないでください。
 2. 品名、数量、仕出地及び荷送人業種以外の欄は、該当する番号を記入してください。
 3. 数量は、トン未満を四捨五入して記入してください。

調査

運輸省

調査規則(昭和26年運輸省令第13号)に基づいて行う港湾調査の一部で、
料となるものであります。

ついては、絶対に他に漏れることはなく、また、この調査票は、他の目的には
に期日までに申告してください。

入貨物調査票

昭和 年

申告者 44	事業所名													
	所在地													
	氏名	(印)												
		45		46		47		48						
設	輸送機関	仕出地		荷送人業種		仕出場所								
炭場 積場 イロ 壁、物揚 等のけい 施設 の他	1. 鉄道 2. 営業用 トラック 3. 自家用 トラック 4. その他					1. 工場 2. 営業用倉庫 3. 自家用倉庫 4. 卸売店舗 5. 小売店舗					6. 建設作業場 7. 卸売市場 8. サイロ 9. モーターピール 10. 野積場 11. その他			
		都道府県		市 郡	区 町 村									
		都道府県		市 郡	区 町 村									
		都道府県		市 郡	区 町 村									
		都道府県		市 郡	区 町 村									
		都道府県		市 郡	区 町 村									
		都道府県		市 郡	区 町 村									
26	27	28		29	33						34	36	37	38

様式(1)
指定統計第6号

秘

港 湾

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾
港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上にきわめて重要な資
この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項に
絶対に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実をありのまま

陸上出

搬出 [陸上後背地へ 出した貨物		※1. 特定重要 港湾	※都道府県	※調査港湾 港			
1	2	3	4	5	6	7	8
コード	1	1					

※調査票番号	39
※調査員の検印	

整 理 番 号	月 日	種 別		品 名	数 量	出 荷 施	
		1. コンテナ 貨物であ る。	1. 輸入貨物 2. 移入貨物			8. 貯 9. 野 10. サ 11. 岸 場 12. そ	
1	月 日				万 千 百 十 一		
2	月 日						
3	月 日						
4	月 日						
5	月 日						
9	10	11	12	13	14	15	16
							17
							18
							19
							23
							24
							25

- 注 1. ※印の欄は記入しないでください。
 2. 品名、数量、仕向地及び荷受人業種以外の欄は、該当する番号を記入してください。
 3. 数量は、トン未満を四捨五入して記入してください。

調査

運輸省

調査規則(昭和26年運輸省令第13号)に基づいて行う港湾調査の一部で、
料となるものであります。

については、絶対に他に漏れることはなく、また、この調査票は、他の目的には
に期日までに申告してください。

入貨物調査票

昭和 年

申告者 44	事業所名					45 ※	46 ※	48	
	所在地								
	氏名								
設 炭場 積場 イロ 壁、物揚 等のけい 施設 の他	輸送機関 1. 鉄道 2. 営業用 トランク 3. 自家用 トランク 4. その他	住向地	荷受人業種	仕向場所					
				1. 工場	6. 建設作業場	※	※		
				2. 営業用倉庫	7. 卸売市場				
				3. 自家用倉庫	8. サイロ				
				4. 卸売店舗	9. モータープール				
				5. 小売店舗	10. 野積場				
					11. その他				
26	27	28	29	33	34	36	37	38	
都道府県	市郡	区町村							
都道府県	市郡	区町村							
都道府県	市郡	区町村							
都道府県	市郡	区町村							
都道府県	市郡	区町村							

付録一D 港湾依存産業調査票

港湾依存産業調査

記入にあたって

本調査は港湾に係る物流・産業に関するデータを得ることを目的として行います。このため、物品の搬入或いは搬出が直接港湾を経由している事業所のみなく、物品の取引を行っている相手先の事業所が港湾を経由して搬入或いは搬出を行っている場合にも調査の対象となっております。

調査票は以下に示すように3種類に分かれておりますので、貴事業所が行っている事業の内容に該当する調査票に注に従ってご記入をお願い致します(事業の内容が2種類以上の調査票に該当する場合は、それぞれの調査票にご記入をお願い致します)。

農林・漁・鉱業	2 ページ
製造業	4 ページ
商業(卸・小売業)	6 ページ

ご多忙中、恐れ入りますが調査の趣旨をおくみ取り戴き、該当の調査票の各項目にご記入のうえ、2月10日までに同封の封筒にてご投函下さるようお願い致します。

なお、調査に関して疑問がございましたら、下記宛問合せ下さい。

運輸省 港湾技術研究所 設計基準部
計画基準研究室

稻 村 肇 電話 0468-41-5410

内線 393

中 野 勉 " " "

内線 392

住所 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号
(郵便番号239)

<新潟市における問合せ先>

運輸省 第一港湾建設局 企画課

小 林 章 雄 電話 0252-66-0111

住所 新潟市白山浦1-332
(郵便番号951)



農林・漁業調査票

整理番号	1	
年	月	日

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (氏名) (所属) (TEL) (記入年月日)	本票御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (記入年月日)
-----------------	---	---

(注1)
(注2)
費事類所における下記項目の昭和5年度分についてご記入ください。

出荷品につけ て	出荷品名 (注4)	番号 (注4)	出荷量 (注5)	出荷額 (注6)	(注7)	
					トントントントン千円千円千円千円千円千円	新潟港由率%
			トントントントン	千円千円千円千円千円千円		%
			トントントントン	千円千円千円千円千円千円		%
			トントントントン	千円千円千円千円千円千円		%
その他出荷品合計量			トントン	千円千円		%
(ア) 出荷量及び出荷額の合計			トントン	千円千円		%
内国消費税額 (注8)					千円	
(注9)						
材料等	材料名 (注4)	番号 (注4)	購入量 (注5)	購入額 (注6)	搬入経路 (注10)	搬入新潟港由率
			トントン	千円千円		%
			トントン	千円千円		%

に つ い て			トソ		千円		%
	その他の材料合計		トソ		千円		%
	(ウ) 材料購入量及び購入額の合計		トソ		千円		
燃 料 に つ い て	燃料名(注4)	番号(注4)	購入量(注5)	購入額	邊入経路(注10) 新潟港経由率		
			トソ	千円			%
	その他燃料合計		トソ	千円			%
	(エ) 燃料購入量及び購入額の合計		トソ	千円			%
	(オ) 電力・水の使用額		トソ	千円			
	(ウ)(エ)(オ)の合計金額			千円			
(注11) 有形固定資産(土地を除く)							
年 初 現 在 高 (注12)							
取 得	額(注13)		百万	十万	万円	百億	十億
除 却	額(注14)						
減 価 償 却 額 (年間)	(注15)						
年度末従業者数(注16)		(年度末従業者数)	人	(給与総額)	千円		

農林・漁業調査票

- (注 1) 新潟県内に他事業所（本社・支社・営業所・工場等）がある場合でも、販事業所分のみ記入ください。
- (注 2) 昭和 55 年度分となつてますが、4 月 1 日～3 月 31 日にとらわれず、貴社決算期にあわせて 1 年間の結果をご記入下さい。
- (注 3) 「出荷品」には、同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものも含まれます。
- (注 4) 出荷品、材料名、燃料名、及び番号は「品種分類表」（添付）によって記入してください。
- (注 5) 貨物のトン数は、原則としてフレート・トンによります。すなわち、容積は 1.113 立方メートル（40 才）、容量は 1.000 kg をもつて 1 トンとし、重量又は容積において何れか大なる方をもって計算してください。
- (注 6) 一内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた金額を出荷額とし、また、割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売額によってください。
- 一同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもののは、市価によって出荷額を記入してください。
- (注 7) 運輸・倉庫を経由し、海上搬出された出荷品の割合を品目別に記入してください。
- (注 8) 「品目別出荷額」の金額に含まれている物品税、地方道路税の税額の合計を記入してください。
- (注 9) 生産過程における燃料、電力、水以外の使用品をいい、例えば肥料、飼料、農薬、他の薬品等をいいます。
- (注 10) 海上搬入し、運輸、倉庫を経由した割合を記入してください。
- (注 11) 事業所の所有するすべての有形固定資産（事業所屋外のものを含む）を帳簿価額によって記入してください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない共用有形固定資産は、主たる事業に計上してください。
- (注 12) 「年初現在高」には「土地」と「土地を除く有形固定資産、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上 の工具、器具、備品等」の両方を、それぞれ記入してください。
- (注 13) 一購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振替を、取得の際の帳簿価額又は振替額の際の評価額で記入してください。
- 一増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は記入しないでください。

(注1.4) 「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「有形固定資産（土地を除く）」に区分して記入してください。

(注1.5) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却引き当て金として計上された金額を記入してください。

(注1.6) 「年度末従業者数」には、役員及び1ヶ月を超える臨時の従業者も含んでください。家族従業者は勤務時間で雇用従業者に換算して計上してください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない管理部門従業者は、直接従業者数で記入してください。

(注1.7) 「給与総額」には、「基本給、諸手当、特別に支払われた給与（ボーナス等）の賃金の他に、企業負担の社会保険料も含んでください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない管理部門の給与総額等は、従業者数で記入してください。



製 造 業 調 査 票

整 理 番 号	2
---------	---

事業所の名称 (所在地)	本社又は本店の名称 (所在地)	本票記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (記入年月日) 年 月 日
-----------------	--------------------	--

(注1) 貨事業所における下記項目の昭和5年度分についてご記入ください。
(注2)

(注3) 製 造 品 名 出 荷 製 造 品 に つ い て		(注4) 番 号	(注5) 製造品出荷量 ト ン	(注6) 製造品出荷額 千 円	(注7) 撈 出 経 路 新潟港経由率 %
			ト ン	千 円	%
			ト ン	千 円	%
			ト ン	千 円	%
そ の 他 の 製 造 品 合 計			ト ン	千 円	%
(ア) 製 造 品 出 荷 量 及 び 出 荷 額 の 合 計			ト ン	千 円	
(注8) 質 加 工 品 名 質 加 工 に つ い て		(注4) 番 号	(注5) 質 加 工 量 ト ン	(注6) 加 工 貨 千 円	(注7) 撈 出 経 路 新潟港経由率 %
そ の 他 の 質 加 工 品 合 計			ト ン	千 円	%
(イ) 質 加 工 量 及 び 加 工 貨 の 合 計			ト ン	千 円	
(ア) (イ) の 合 計 量 及 び 合 計 金 額			ト ン	千 円	
内 國 消 費 税 額 (注10)				千 円	
(注11) 原 材 料 原 材 料		(注4) 番 号	(注5) 購 入 量 ト ン	購 入 額 千 円	搬 入 経 路 新潟港経由率 %
			ト ン	千 円	%

に つ い て	その他の原 材 料 合 計	(ウ) 原 材 料 購 入 量 及 び 購 入 額 の 合 計	燃 料 (注4) 番 号 (注4)	購 入 量 (注5)	購 入 額 (注5)	ト ネ	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
燃 料 に つ い て	そ の 他 の 燃 料 合 計	(エ) 燃 料 購 入 量 及 び 購 入 額 の 合 計	(オ) 電 力・水 の 使 用 額	委 託 生 產 費 (注13)	土 地	有 形 固 定 資 産 (土地を除く)	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万 円
(注14) 有形固定資産について	年 初 境 在 高 (注15)	取 得 額 (注16)	除 除 額 (注17)	減 価 債 却 額 (年間) (注18)	年 度 末 従 業 者 数 及 び 沢 予 総 額 (注19)	(年度未従業者数)	人	(給与総額)	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円

製造業調査票

- (注 1) 新潟県内に他事業所（本社・支社・営業所・工場等）がある場合でも、販売所分のみご記入ください。
- (注 2) 昭和 5 年度分となっていますが、4 月 1 日～3 月 31 日にとらわれず、貴社決算期にあわせて 1 年間の結果をご記入下さい。
- (注 3) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たくず、廢物も含めてください。
- 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもの、原材料又は製造品を他の事業所に支給して製造、加工させて出荷した製造品も含めます。
- (注 4) 製造品名、販加品名、原材料名、燃料名、及び番号は「品種分類表」（添付）によって記入してください。
- (注 5) 貨物のトン数は、原則としてフレート・トンによります。すなわち、容積は 1,113 立方メートル（40 才）、重量は 1,000 kg をもって 1 トンとし、重量又は容積において何れか大なる方をもって計算してください。
- (注 6) 一内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた金額を工場出荷額とし、また、割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売実価によってください。
- 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもののは、市価によって出荷額を記入してください。
- (注 7) 運輸・倉庫を経由し、海上搬出された割合をご記入ください。
- (注 8) この調査において「加工」というのは、他の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって加工貯を受け取る場合に限ります。したがって、普通に加工業と呼ばれる業種に属する事業所でも自己の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。
- (注 9) 「加工貯」には、他の企業の所有する原材料又は製品に質加工して引き渡したものに對して受け取る加工貯を記入してください。
- (注 10) 「品目別製造品出荷額」の金額に含まれている物品税、譲税、トランプ課税、砂糖消費税、地方道路税、地方燃油税の合計を記入してください。
- (注 11) 一燃料以外のすべての製造加工用の原材料をいいます。
—原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料だけを記入してください。
- 同一企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものも含んでください。
- 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合、例えばコーカス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料に含めてください。
- (注 12) 海上搬入し、運輸・倉庫を経由した割合をご記入ください。

- (注13) 「委託生産費」とは、原材料または製品を他の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工費をいいます。
- (注14) 事業所の所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む）を帳簿価額によって記入してください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない共用有形固定資産は、主たる事業に計上してください。
- (注15) 「年初現在高」には「土地」と「土地を除く有形固定資産（建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）」の両方を、それぞれ記入してください。
- (注16) 一購入、建物、自家製作、同様に企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振替を、取得の際の帳簿価額又は振替えの際の評価額で記入してください。
- 増改築、改造、増設などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は記入しないでください。
- (注17) 「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「有形固定資産（土地を除く）」に区分して記入してください。
- (注18) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却引き当て金として計上された金額を記入してください。
- (注19) 「年度末従業者数」には、役員及び1ヶ月を超える臨時の従業者も含んでください。家族従業者は勤務時間で雇用従業者に換算して計上してください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない管理部門従業者は、直接従業者数で扱ってください。
- (注20) 「給与総額」には、基本給、諸手当、特別に支払われた給与（ボーナス等）の賃金の他に、企業負担の社会保険料も含んでください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない管理部門の給与総額等は、従業者数で扱ってください。

商業（卸・小売業）調査票



整理番号	
3	

事業所の名称	本社又は本店の名称 （所在地）	本部御記入者名 (氏名) (所属) (TEL) (記入年月日) 年 月 日
--------	--------------------	---

(注1) (注2)
販事業所における下記項目の昭和55年度分についてご記入ください。

販 売 品 に つ い て	販 売 品 名 (注3)	番 号 (注3)	販 売 量 (注4)	販 売 額 (注5)	販売先経路(注6)	
					新潟港経由率 %	販売先経路(注6) 新潟港経由率 %
販 売 品 合 計			トン	千円	%	%
その他 の 販 売 品 合 計			トン	千円	%	%
販 売 量 及 び 販 売 額 の 合 計			トン	千円	%	%
仕 入 品	仕 入 品 (注3)	番 号 (注3)	仕 入 量 (注4)	仕 入 額 (注5)	仕入先経路(注7)	
仕 入					新潟港経由率 %	%

品 に つ い て	仕入量及び仕入額の合計	諸経費の合計	金額(注8)	トソ		千円		千円		千円							
				百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
年 初 現 在 高 (注10)																	
取 得 銀 術 (注11)																	
除 却 銀 術 (注12)																	
減 値 損 却 額 (年間) (注13)																	
年 度 末 従 業 者 数 及 び 給 与 総 額 (注14)	(年度末従業者数)	(給与総額)	人														
			千円														

(注9) 有形固定資産について

商業（卸・小売業）調査票

- (注 1) 新潟県内に他事業所（本社・支社・営業所・工場等）がある場合でも、販事業所分のみご記入ください。
- (注 2) 昭和55年度分となっていますが、4月1日～3月31日にとらわれず、責任決算期におわせて1年間の結果をご記入下さい。
- (注 3) 販売品名、仕入品名、及び番号は「品種分類表」（添付）によって記入してください。
- (注 4) 販売量、仕入量はすべて重量（トン）に換算してご記入ください。
- (注 5) 一内国消費税を課せられたものには、その税額を含めた金額を販売額とし、また、割引・値引されたものは、その分を差し引いた販売実績によってください。
- 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもののは、市価によって販売額を記入してください。
- (注 6) 運輸・倉庫を理由し、海上船出された販売量の割合を品目別にご記入ください。
- (注 7) 海上搬入し、運輸・倉庫を経由した仕入量の割合をご記入下さい。
- (注 8) 人件費を除いた経費（包装荷造費、通信運搬費、宣伝広告費、交際費、地代、家賃等）をすべて計上してください。
- (注 9) 事業所の所有するすべての有形固定資産（事業所構外のものを含む）を帳簿価額によって記入してください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない共用有形固定資産は、主たる事業に計上してください。
- (注 10) 「年初現在高」には「土地」と「土地を除く有形固定資産、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等」の両方を、それぞれ記入してください。
- (注 11) 一購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振替を、取得の際の帳簿価額又は振替額の際の評価額で記入してください。
- 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は記入しないでください。
- (注 12) 「陰却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し、又は滅失による陰却額を「土地」と「有形固定資産（土地を除く）」に区分して記入してください。
- (注 13) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却引き当て金として計上された金額を

記入してください。

(注 14) 「年度末従業者数」には、役員及び 1 ヶ月を超える臨時の従業者も含んでください。家族従業者は勤務時間で雇用従業者に換算して計上してください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない管理部門従業者は、直接従業者数で按分してください。

(注 15) 「給与総額」には、基本給、諸手当、特別に支払われた給与（ボーナス等）の賃金の他に、企業負担の社会保険料も含んでください。他事業を兼業し、各調査票の事業毎に該当分が分離できない管理部門の給与総額等は、従業者数で按分してください。

品種分

大分類	中分類	小分類	番号	大分類	中分類	小分類	番号
(1)農水産品	麥	麥	011	(4)金属機械品	その他金属鉱	その他の金属鉱	151
	米、雑穀、豆	米	021		非鉄鉱	非鉄鉱	152
		雑穀、豆	022		砂利、砂、石材等	砂利	161
	野菜、果物	いも類	031			砂	162
		野菜類	032			石材	163
		果物類	033		原油	原油	171
	綿花	綿花	041		りん鉱石	りん鉱石	181
	その他農産品	工芸作物	051		石灰石	石灰石	191
		農産加工品	052		原塩	原塩	201
		他に分類されない畜産品	053		その他非金属鉱物	その他非金属鉱物	211
(2)林産品	羊毛	羊毛	061		鐵	鐵	221
	その他畜産品	鳥獸類	071		銅	銅	222
		鳥獸肉	072			銅材	223
		未加工乳	073		非鉄金属	地金、合金	231
		鳥卵	074			伸銅品	232
		動性粗織維	075			電線ケーブル	233
		原皮、原毛皮	076			その他非鉄金属	234
		他に分類されない農産品			金属製品	建設用金属製品	241
						建築用金属製品	242
	水産品	魚介類 (生鮮、冷凍もの)	081			線材製品	243
(3)鉱産品		魚介類 (塩蔵、乾燥もの)	082			刃物工具	244
		その他の水産品	083			その他金属製品	245
	原木	原木	091		輸送機械	鐵道車両	251
		製材	092			自動車	252
	樹脂類	樹脂類	101			自転車及び その他の車両	253
	その他木材	その他木材	111			船舶	254
	薪炭	薪	121			航空機	255
		木炭	122		その他機械	産業機械	261
	石炭	石炭	131			電気機械	262
		豆炭	132			他に分類されない機械	263
鉱石	鉱石	鉱石	141				
		硫化鉱	142				

類表 (小分類でご記入下さい)

大分類	中分類	小分類	番号	大分類	中分類	小分類	番号	
(5)化学工業品	陶磁器	陶磁器	271	(7)雑工芸品	日用品	他に分類されない食料工業品	423	
	セメント	セメント	281			がん具	431	
	ガラス類	板ガラス ガラス製品	291 292			書籍、印刷物	441	
	その他窯業品	れんが セメント製品 石灰 他に分類されない窯業品	301 302 303 304			衣類、身廻品 はきもの	442	
	重油	重油	311			文房具、運動娛樂用品、楽器	443	
	石油製品	揮発油 その他の石油 その他の石油製品	321 322 323			家具装備品	444	
	コークス	コークス	331			衛生暖房用具	445	
	その他石炭製品	その他の石炭製品	341			台所及び食卓用品	446	
	化学薬品	硫酸 ソーダ その他の化学薬品	351 352 353			装飾用品	447	
	化学肥料	窒素原肥料 りん酸原肥料 カリ原肥料 その他の化学肥料	361 362 363 364			他に分類されない日用品	448	
	染料、塗料 合成樹脂 その他化 工業品	染料、顔料、塗料 合成樹脂 動植物性油脂 他に分類されない化 学工業品	371 372 373 374			ゴム製品	451	
	紙、パルプ	パルプ 紙	381 382			木製品	木製品(他に分類されないもの)	461
	糸及び紡績半製品	糸及び紡績半製品	391			その他	皮革製品	471
	その他繊維工業品	織物	401			製造工業品	他に分類されない製造工業品	472
	砂糖	砂糖	411	(8)特殊品	金属くず	金属くず	鉄くず	481
	その他食料工業品	製造食品 飲料	421 422				非鉄金属くず	482
							核燃料スクラップ	483
						くずもの	くずもの	491
						動植物性 製造飼肥料	動植物性 製造飼肥料	501
						廃棄物	廃土砂	511
							その他の廃棄物	512
							他に分類されない廃棄物	513
						輸送用容器	金属輸送用容器	521
							その他 の輸送用容器	522
						取合せ品	引越荷物	531
							自動車便物	532
							内外航般船 小口混載貨物	533
						上記の分類に含 まれないもの	上記の分類に含 まれないもの	541
							上記の分類に含 まれないもの	

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、1月28日付をもってご送付申し上げました「港湾依存産業調査」の調査票がお手許に到着しているかと存じます。

本調査は、港湾の利用及び建設の効果を把握する上で、貴重な資料となるものです。未だご記入戴いていない場合には、誠に勝手ながら早急にご回答戴きたく、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、すでにご回答戴きました場合は、行き違いにつきご容赦の程お願い申し上げます。また、もし調査票が到着していない、あるいはまぎれてしまった場合には、左記にご連絡をお願い致します。

昭和57年2月5日

△連絡先△

運輸省港湾技術研究所
設計基準部計画基準研究室長

稻 村 肇

電話 ○四六八一四一一五四一〇
運輸省第一港湾建設局企画課

小 林 章 雄

電話 ○二五二一六六一〇一一

港湾技研資料 No.425

1982・6

編集兼発行人 運輸省港湾技術研究所

発行所 運輸省港湾技術研究所
横須賀市長瀬3丁目1番1号

印刷所 日青工業株式会社

Published by the Port and Harbour Research Institute
Nagase, Yokosuka, Japan.